

はじめに

本市は、人材、伝統・文化、自然などの地域資源を活かした教育を積極的に進めてきました。特に、学校教育におけるE S D（持続発展教育）の先駆的な取り組み及び市内小・中学校のユネスコスクール認証は、ユネスコスクール世界大会で事例発表されるなど、高く評価されています。

また、生涯学習においても、多くの市民による各種の学習活動、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

一方、近年の教育を取り巻く情勢は、少子高齢化、経済・社会のグローバル化、高度情報化など社会が大きく変化していく中で、取り組むべき課題は多様化し、複雑なものとなっています。

特に、次代を担う子どもたちだれもが、心豊かで将来を生きぬく力を身につけることが重要であり、私たち大人がその責任を果たす必要があります。

そして、ひとり一人の生涯にわたる学習の成果を社会に活かすことができる社会を実現し、まちづくりに役立てていくことが大切です。

このような状況においては、家庭、学校、地域が密接に連携し、教育を充実させていくための取り組みが求められます。

「第二次稲城市教育振興基本計画（稲城市教育プラン）」は、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育」を基本理念に、今後5年間における教育の充実・持続発展を図るために、本市教育行政の最上位計画として策定しました。

今後は、市の上位計画である「第四次稲城市長期総合計画」に掲げる「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」の実現をめざし、本計画を指針として、家庭、学校、地域など関係者や関係機関が一体となり、本市の教育の充実につとめてまいります。本計画を推進していくために、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力と貴重なご意見をいただきました第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会委員の皆様、そして、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

稲城市長 **高橋 勝浩**



目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画の目的.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制.....	4
第2章 教育に関する主な動向.....	5
第1節 国の動向.....	5
第2節 都の動向.....	8
第3節 市の動向.....	10
第4節 市の教育をめぐる現状と課題.....	12
第3章 基本理念と教育目標.....	18
第1節 計画の基本理念.....	18
第2節 教育目標.....	19
第3節 教育基本方針.....	20
第4節 施策の柱.....	21
第5節 計画の体系.....	22
第2編 各論.....	23
第1章 家庭や地域における学びの推進と連携.....	24
1 家庭の教育力の向上.....	24
2 幼児期からの教育の推進.....	27
3 地域力を高め活かす教育の推進.....	30
第2章 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進.....	34
4 確かな学力の育成.....	34
5 豊かな人間性の涵養.....	37
6 健康・安全に生活する力の育成.....	41
7 未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（ESD）の推進.....	46
8 教育環境の整備.....	51
9 学校施設・設備の充実.....	58
第3章 市民の生涯にわたる学習活動の振興.....	60
10 生涯学習の推進.....	60
11 スポーツ・レクリエーション活動の振興.....	66
第4章 計画の推進にあたって.....	69

資料編	71
1 アンケート調査結果について	72
2 第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	81
3 第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	83
4 計画策定の経過	84

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的

稲城市（以下「本市」）は、近年の都市基盤整備により、利便性の高い交通網や緑豊かで良好な環境を基盤とした首都圏の近郊都市として発展しています。また、長い歴史のなかで伝統や地域社会とのつながりを大切にしてきました。こうした環境や条件を活かしながら、引き続き、地域全体を教育・学習の場とした稲城らしい教育と生涯学習の推進を図る必要があります。

近年、我が国では、少子高齢化の進行、社会・経済の情報・グローバル化、環境・資源問題への取り組みや、大規模災害への備えなど様々な課題を抱えています。また、地域コミュニティの希薄化や、規範意識の低下などの問題も指摘されています。さらには、教育をめぐる情勢についても、学校教育における学校や教員に対する信頼のゆらぎや地域における教育力低下などが問題となっているとともに、インクルーシブ教育^{※1}の推進が必要とされています。

一方で、東日本大震災の教訓から、安全・安心な教育環境構築に向けた取り組みが加速しています。また、地域の絆の重要性が再確認され、あらゆる場面で、生涯学習を通じた地域のつながりを強めようという機運も高まっています。

国では、平成18年の「教育基本法」の改正、平成20年の「社会教育法」の改正をはじめとして、平成23年「スポーツ基本法」の施行、平成25年「いじめ防止対策推進法」の制定と「第2期教育振興基本計画」の策定など、今日的課題への対応を進めています。

東京都では、平成25年に「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を明らかにしています。

本市では、平成23年に「第四次稲城市長期総合計画」を策定し、教育・生涯学習の分野において「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」の実現をめざすとともに、平成24年には「Inagi あいプラン 第三次稲城市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習の振興を図っています。

また、本市の学校教育の中では、E S D^{※2}を中心に据え、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めています。

なお、教育計画としては、平成22年に「稲城市教育振興基本計画」（平成22年度～平成26年度）を策定し、義務教育を中心とした施策に取り組んできたところですが、上記のような社会情勢の変化などを踏まえ、平成27年度から平成31年度を計画期間とする第二次稲城市教育振興基本計画を策定します。

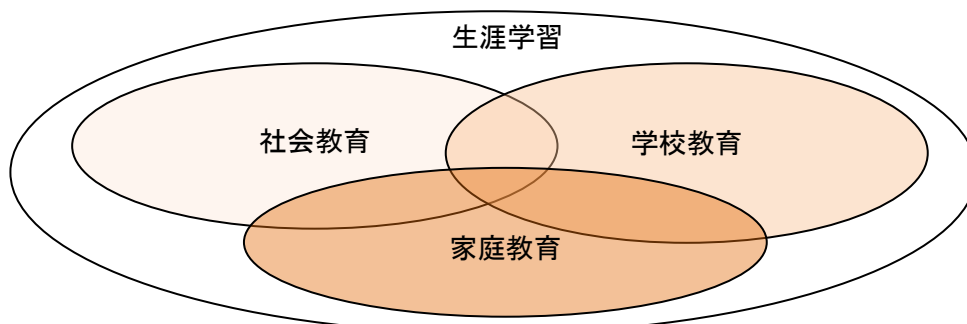
※¹ **インクルーシブ教育**：障害の有無に関わらず、だれもが身近な地域の学校で学べることをめざす教育。

※² **E S D**：Education for Sustainable Development の略。環境、開発、貧困など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な社会の創造をめざす学習のこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「稲城市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、国の教育振興基本計画や東京都教育ビジョンを参酌しながら策定しました。計画の対象範囲は、上位計画である「第四次稲城市長期総合計画」の「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」（教育・生涯学習）に関わる分野です。また、市の関連個別計画などと整合・連携を図りながら策定しています。

■生涯学習イメージ図

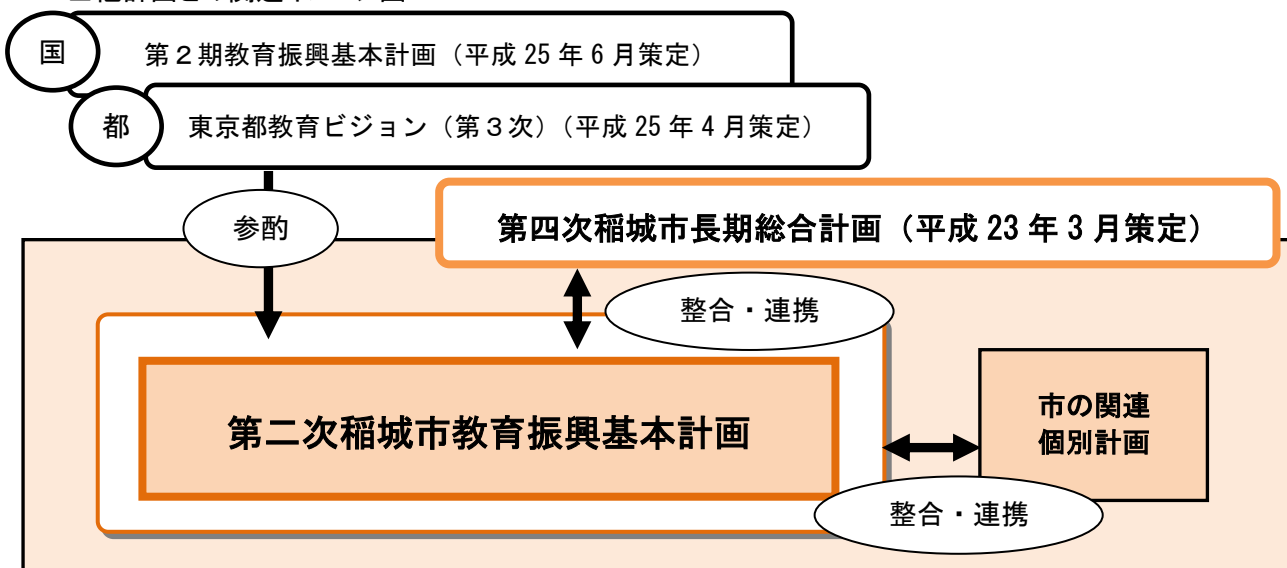


■教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■他計画との関連イメージ図



第3節 計画の期間

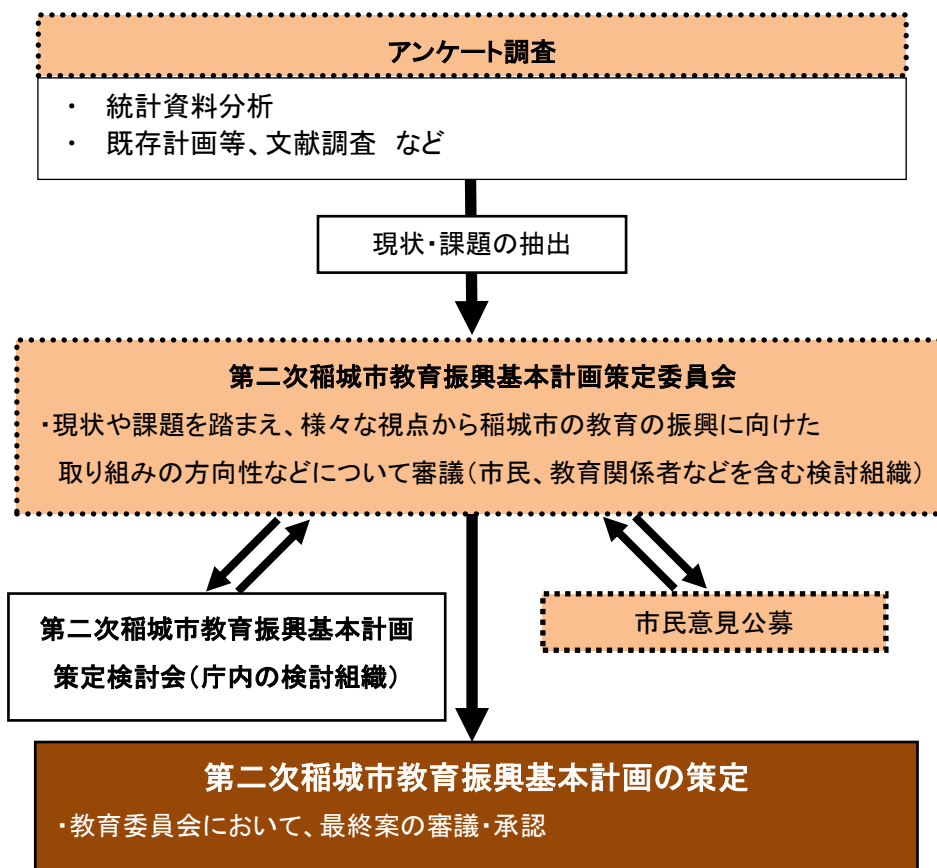
本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年を計画期間とします。この間、法律の改正や社会情勢の変化などにより、この計画を改定する必要がある場合には、適宜見直しを行うこととします。

第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、下記の検討組織を立ち上げ、連携をとりながら策定しています。

また、アンケート調査、市民意見公募を活用するとともに、関係者などから広く意見を取り入れています。

■ 検討体制



※ [点線枠] は、市民参加による策定プロセスを示す

第2章 教育に関する主な動向

第1節 国の動向

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月、約60年ぶりとなる教育基本法の改正が行われました。改正教育基本法では、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現をめざす自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成をめざすことが明示されました。

また、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力」に関する事項とともに、教育振興基本計画の策定などについて規定しています。

(2) 教育振興基本計画の策定

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として、平成20年7月に「教育振興基本計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定されました。

基本計画では、今後10年間を通じてめざすべき教育の姿として「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を見据えながら、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性を定めています。

(3) 学習指導要領・教育要領の改訂

平成20年3月に、小学校、中学校における教育課程の基準を定めた学習指導要領と、幼稚園教育要領の改訂が行われ、平成23年4月から小学校、平成24年4月から中学校で全面実施されています。

改訂学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念が継承されるとともに、授業時数の増加や、「言語活動」、「理数教育」、「伝統や文化に関する教育」、「道徳教育」、「体験活動」、「外国語教育」の充実など、教育内容の改善が図られています。

(4) 社会教育関連法の改正

平成20年6月に、社会教育法とともに、図書館法、博物館法が改正されました。

教育基本法において生涯学習の理念が明示されたことなどを踏まえ、社会教育法では、地域住民などによる学習の成果を活用した学校などにおける教育活動機会の提供や、放課後・休日に学校などを利用した学習機会の提供、家庭教育に関する情報提供などについて規定されています。

また、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の運営能力向上に関する事項や、専門職員の資質向上に関する事項が規定されています。

(5) 第2期教育振興基本計画の策定

平成25年6月に、第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）が閣議決定されました。計画では「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4点が基本的方向性として示されています。

(6) スポーツ基本法の施行

平成23年8月に、スポーツ振興法を全面的に改正し、スポーツの推進のための基本的な法律として、「スポーツ基本法」が施行されました。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

(7) 子ども・子育て関連3法の成立・次世代育成支援対策推進法の延長

平成24年8月に、子ども及び保護者などに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健全に成長できる社会の実現を目的とした、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

また平成26年4月に、次代の社会を担う子どもの健全な育成の支援を目的とした次世代育成支援対策推進法が延長されています。

(8) 子ども・若者育成支援推進法の施行

平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的に、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

■近年の国の動向

年月	内容
平成 18 年 12 月	改正教育基本法 公布
平成 19 年 6 月	学校教育法、教職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 20 年 2 月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）
平成 20 年 3 月	改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂（小・中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成 20 年 6 月	改正教育基本法を踏まえた社会教育関連法の改正
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画の策定
平成 21 年 3 月	改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂（高等学校、特別支援学校）
平成 22 年 4 月	子ども・若者育成支援推進法の施行
平成 22 年 7 月	子ども・若者ビジョンの策定
平成 23 年 8 月	スポーツ基本法の施行
平成 24 年 7 月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育 ^{※3} の推進（報告）
平成 24 年 8 月	子ども・子育て関連 3 法成立
平成 25 年 6 月	第 2 期教育振興基本計画の策定
平成 25 年 6 月	いじめ防止対策推進法の制定
平成 26 年 4 月	次世代育成支援対策推進法の延長

※³ 特別支援教育：「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

第2節 都の動向

(1) 東京都教育ビジョン（第3次）の策定

平成16年4月に、21世紀を担う子どもたちを育成するという目標のもと、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「東京都教育ビジョン」が策定されました。

続く平成20年5月に、平成24年度までの5年間に取り組む重点施策などを示した「東京都教育ビジョン（第2次）」が策定されました。

そして平成25年4月には、平成29年度までの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す「東京都教育ビジョン（第3次）」が策定されました。

基本理念として「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」を定め、5つの視点と10の取り組みの方向に沿って、今後の教育の推進をめざしています。

(2) 東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の策定

平成16年11月に、特別支援教育を推進する方向性を明確にするため、平成25年度までの10年間を見通した長期計画として東京都特別支援教育推進計画が策定されました。

具体的な取り組みとして、平成16年度から平成19年度までの「第一次実施計画」、平成20年度から平成22年度までの「第二次実施計画」、平成23年度から平成25年度までの「第三次実施計画」を定めています。

また、支援を要する児童・生徒の増加などに鑑み、推進計画の期間を平成28年度までの13年間に延長するとともに、第三次実施計画期間も同じく平成28年度までの6年間に延長されています。

(3) 「2020年の東京」の策定

平成23年12月に、東日本大震災後の日本の再生と東京のさらなる進化をめざし、新たな長期ビジョンとして「2020年の東京」が策定されました。目標の一つとして「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」を掲げ、その実現のために「子どもたちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」としています。

(4) 東京都スポーツ推進計画の策定

平成25年3月に、「東京都スポーツ振興基本計画」が改定され、新たなスポーツ推進指針として、「東京都スポーツ推進計画」が策定されました。

この計画に基づく様々な取り組みの推進を通じて、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年となる2020年を目標に、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現をめざしています。

(5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成 32 年 7 月から 9 月にかけて、第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定しており、東京都では、大会の開催に合わせて、だれもがスポーツを楽しめる環境整備や都立体育施設の充実など、スポーツ振興施策の展開を図っています。

(6) 東京都長期ビジョンの策定

平成 26 年 12 月に、「東京都長期ビジョン」が策定されました。「世界一の都市東京」の実現をめざし、東京がめざす将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、3 ヶ年の実施計画など、夢や希望のもてる社会の実現に向けた 10 年間の具体的な工程表として明らかにしています。

(7) 東京都子供・若者計画（仮称）の策定

平成 26 年度、国の「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、都の状況を勘案した子ども、若者の健やかな育成及び円滑な社会生活への支援などを目的に「東京都子供・若者計画（仮称）」の素案を策定中です。

■近年の東京都の動向

年月	内容
平成 16 年 4 月	「東京都教育ビジョン」策定
平成 16 年 11 月	「東京都特別支援教育推進計画（第一次実施計画）」策定
平成 19 年 11 月	「東京都特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」策定
平成 20 年 5 月	「東京都教育ビジョン（第 2 次）」策定
平成 20 年 7 月	「東京都スポーツ振興基本計画」策定
平成 22 年 11 月	「東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）」策定
平成 23 年 12 月	「2020 年の東京」策定
平成 25 年 3 月	「東京都スポーツ推進計画」策定
平成 25 年 4 月	「東京都教育ビジョン（第 3 次）」策定
平成 25 年 9 月	「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催決定
平成 26 年 12 月	「東京都長期ビジョン」策定
平成 26 年度	「東京都子供・若者計画（仮称）」素案策定

第3節 市の動向

(1) 稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画の策定

平成22年3月に、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応していくために、「稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画」（平成22年度～平成26年度）を策定しています。

(2) 稲城市教育振興基本計画の策定

平成22年6月に、今後の10年間のめざすべき教育投資の方向を見据え、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき教育施策のうち、特に学校教育分野を中心に挙げた「稲城市教育振興基本計画」（平成22年度～平成26年度）を策定しています。

(3) 第四次稲城市長期総合計画の策定

平成23年3月に、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第四次稲城市長期総合計画」（平成23年度～平成32年度）を策定しています。6つの施策の大綱の一つとして、「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」を設定し、「生きぬく力の育成」と「生涯学習の推進」を柱に据えて、施策の展開を図っています。

(4) 第三次稲城市生涯学習推進計画の策定

平成24年3月に、今後10年間の生涯学習施策の体系及び方向性を示し、生涯学習を具体的に推進していくための指針として、「第三次稲城市生涯学習推進計画」（平成24年度～平成33年度）を策定しています。

(5) 平成27・28年度稲城市青少年健全育成運動基本方針の策定

平成27年2月に、家庭、学校、関係機関・団体及び行政など、青少年に関わる全ての関係者が、それぞれの役割認識のもとに連携し、家庭・地域の内なる教育力を向上させて「安心・信頼・支えあいネットワーク」を創ることが重要であり、時代を担う青少年をめざし、効果的な活動を展開するための指針として、「平成27・28年度稲城市青少年健全育成運動基本方針」を策定しています。

(6) 第二次稲城市子ども読書活動推進計画の策定

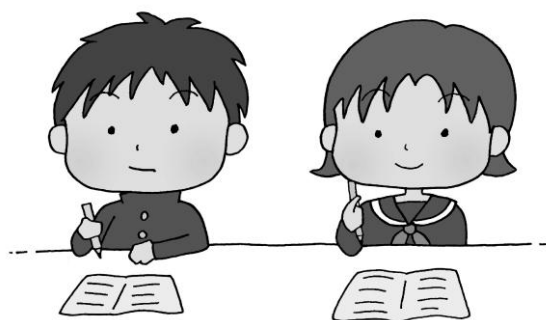
平成27年3月に、今後の稲城市における子どもの読書活動推進のための取り組みの指針として「第二次稲城市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～平成31年度）を策定しています。第一次に引き続き、「読書環境の整備」「司書の配置・人材の育成」「関係機関の連携」「子どもの読書活動・活動推進のPR」の4つを取り組みの柱としています。

(7) 稲城市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27 年 3 月に、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に向けて、「稲城市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しています。

■近年の稲城市の動向

年月	内容
平成 22 年 3 月	「稲城市次世代育成支援行動計画 後期行動計画」策定
平成 22 年 6 月	「稲城市教育振興基本計画」策定
平成 23 年 3 月	「第四次稲城市長期総合計画」策定
平成 24 年 3 月	「第三次稲城市生涯学習推進計画」策定
平成 27 年 2 月	「平成 27・28 年度稲城市青少年健全育成運動基本方針」策定
平成 27 年 3 月	「第二次稲城市子ども読書活動推進計画」策定
平成 27 年 3 月	「稲城市子ども・子育て支援事業計画」策定



第4節 市の教育をめぐる現状と課題

1. 市の現状と主な課題について

アンケート調査結果、市の統計データなどを踏まえ、市の教育をめぐる現状と主な課題を整理しました。

(1) 市の自然・文化・人口などの状況について

多摩丘陵と多摩川の豊かな自然環境に囲まれた本市には、江戸の里神楽や市指定文化財などの貴重な伝統文化も残されています。一方でニュータウン開発などともなう自然環境の変化や、世代間での地域文化の継承など、本市の教育環境は今後大きく変化することも想定されます。

また我が国は、少子高齢化が進行しており、高齢者人口が急激に増加する一方で、年少人口は減少傾向が続いています。

本市でも、引き続きゆるやかに高齢化は進行していきませんが、基盤整備にともなう人口移動によって、子育て世代を中心に人口増加を続け、年少人口も比較的高い割合で推移が見込まれるため、継続的な教育基盤の整備・充実が望まれます。

同時に、高齢者の増加とともに、全ての市民が年齢に関わらず健康でいきいきとした暮らしを送れるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション分野の取り組みの充実が一層重要になります。

(2) 家や地域での状況について

核家族化の進行や地域の絆の希薄化が進む一方で、大人だけでなく子どもたち同士も携帯電話やインターネット・メールなどを用いたコミュニケーションが増加しており、家族間での対面によるコミュニケーションも減少する傾向が全国的に見られています。

家の手伝いなどを通じて、子どもたちは多くのことを学び、経験が自信にもつながります。保護者の側から積極的に、子どもたちへ役割を与えようとの意識をより一層もってもらうための働きかけが重要です。

保護者アンケートでは、子どもに家事の手伝いをさせるなど、家族の役割を『与えていない』という回答も 22.8%見られることから、しつけなど、家庭での積極的な働きかけが一層望まれます。

また、携帯電話などを利用する際のルールについて、子どもと保護者の認識にずれが見られることから、ルールなどを家庭で話し合うとともに、携帯電話などの利用にともなう危険性などを、子ども、保護者ともに十分理解し、適切な利用を実践できるようにする取り組みの推進を図る必要があります。

そして、塾などのため、中学3年生の就寝時刻が遅い傾向が顕著となっており、運動を「全くしない」割合も大きく増加しています。健康維持と望ましい生活習慣の確立が求められます。

あいさつや十分な睡眠、読書や運動習慣など、望ましい生活習慣や生活マナーなどを身につける取り組みを、家庭や地域と連携しながら一層の推進を図るとともに、家庭や地域の大人たちが子どもたちを温かく見守りながらともに育てる地域づくりを進めていくことが求められます。

また、今後も中学校ブロックごとの学校、保育所、幼稚園、認定こども園、PTA、自治会、行政委員など、地域の様々な関係者による地域教育懇談会やPTA連合会活動を継続し、地域や保護者の連携協力を進めていくことが大切です。

(3) 幼児教育について

本市では、家庭での教育を第一義的なものとしながら、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児期の教育支援を行っています。また、幼児の保護者などに対する相談等、個別の状況に応じた支援も実施しています。

今後も、家庭、幼稚園、保育所などと連携しながら、質の高い教育・保育の提供や、相談窓口の拡充など、幼児期の教育を総合的に支援する体制の充実を図る必要があります。

(4) 学校での学習状況について

本市小・中学生の学力の定着状況については、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(平成25年度東京都調査)の結果によれば、各教科の平均正答率は、総じて良好な結果が出ています。

しかしアンケートでは、小学生、中学生とも、教科によっては楽しいと思わない、あるいは苦手意識をもつ児童・生徒の存在もうかがえます。また、授業外の時間も含めた教科学習に多くの時間が充てられている反面、読書活動の時間が十分に確保されていない状況も見られます。

今後は、多様な地域の人材、自然、伝統などの地域の教材やICT^{※4}を活用した授業づくりなど、児童・生徒が興味をもちながら学べる取り組みや学習環境づくり、特別の支援を必要とする児童・生徒に配慮した授業づくりをさらに進めることが重要です。また、調べ学習などの総合学習支援を通じた図書館と学校の連携と、学校図書館機能の充実を図るとともに、読書への関心を一層高める取り組みの推進が重要です。

また、食育や、郷土を見直すきっかけとなる体験活動などを、家庭、学校、地域が一層連携を強めながら進めていくことが大切です。

(5) 学校での生活状況について

アンケートでは、小学生、中学生とも、概ね楽しく学校で過ごしていることがうかがえますが、児童・生徒と保護者の意識には開きも見られます。また、子どもの相談相手となっている保護者が多い一方で、相談相手が「だれもいない」と感じている児童・生徒もい

※⁴ ICT: Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

ることから、今後は学校の先生やスクールカウンセラーを中心に、子どもが相談しやすい体制づくりを進めるとともに、学校と家庭とのつながりを強める取り組みを充実することが重要です。

また、児童・生徒が安心して楽しい学校生活を送りながら、規範意識や他人を思いやる心、他人とのコミュニケーション能力など、保護者のニーズも踏まえながら必要な能力・態度を養っていきけるよう、適切な指導助言を行うとともに、いつでも気軽に相談できる体制づくりなどを進める必要があります。

そして、いじめ防止に向けて、教員が子どもたちと触れ合う時間の一層の確保に努めるとともに、適切な相談・指導体制を整える必要があります。

(6) 放課後の活動状況について

平成 25 年度の東京都の調査（東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査）によると、本市では小学生で男女ともに体力・運動能力が低い項目が多くなっています。近年の東京都の調査でも、30 年前と比べて小学生の 1 日あたりの平均歩数が半減するなど、小学生の活動低下を示唆するデータが示されています。

子どもたちが活発に遊びやスポーツに親しめる環境づくりが必要ですが、一方で、子どもが被害者となる犯罪なども全国的に増加していることから、児童館など、子どもが安全・安心に過ごせる場の重要性が高まっています。

アンケートでは、小学生、中学生とも、放課後の居場所として想定される施設を知らないとする割合も高くなっています。

国では、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として平成 26 年 7 月に放課後子ども総合プランが策定されました。

本市では、小学校の施設を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的とした「放課後子ども教室」を実施しています。今後、全小学校全学年を対象とした本格実施により、充実に努める必要があります。

今後も、児童・生徒が安心して過ごせる放課後の活動の場となる施設などの一層の活用促進と連携を図るとともに、スポーツ施設などとの連携や利用者のニーズに合った運営の推進に努める必要があります。

(7) 自分自身と将来について

保護者や周囲の人間からほめられ、認められることは、子どもたちにとって非常に大きな励みとなり、自尊感情・自己肯定感^{※5}の向上にもつながります。

アンケートでは、自分にはよいところがあると思うかについて、中学生では学年が上がるにつれて『あると思う』の割合が増加しています。

また、将来の夢や将来なりたい職業をもっている割合も、小学生、中学生ともに高くなっています。

本市では、児童・生徒の自己肯定感が比較的高くなっていますが、今後も、より多くの児童・生徒が自己肯定感を高くもてるよう、きめ細かい指導や相談の充実を進めるとともに、自分のキャリアパス^{※6}や将来展望を描くための体験学習などの充実を図ることが求められます。

(8) 特別支援教育について

本市では、就学前の障害のある子どもに対して、保育所や幼稚園に補助を行うことによる支援や、教育センターの専門スタッフによる支援を行っています。

また、平成27年3月現在、小学校では3校、中学校は1校に、それぞれ特別支援学級（固定学級）が設置されています。また小学校1校に、通級指導学級（言語障害、情緒障害等）、中学校1校に、通級指導学級（情緒障害等）が設置されています。そして、通常の学級で特別に配慮が必要な児童・生徒への支援充実などを図るため、全小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置しており、特別支援教育を推進しています。

今後も、ニーズに応じて、特別支援学校や関係諸機関との連携を深めながら、東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）による特別支援教室（仮称）の設置など、インクルーシブ教育の実現に向け、重層的な支援体制を整備充実することが求められます。

(9) 通学区・学校規模の適正化などについて

本市は、土地区画整理事業や集合住宅の建設などが進み、市域の状況が大きく変化しており、地区によっては児童・生徒の増加が見込まれています。

今後も、地域の意見なども踏まえながら、通学区や学校規模の適正化などを進めていくことが求められます。

(10) 児童・生徒の就学支援について

本市では、教育の機会均等を確保するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の

※⁵ 自尊感情・自己肯定感：心理学用語「self-esteem」を訳した言葉で、『自分』を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる気持ち（自尊感情）、自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情（自己肯定感）のこと。

※⁶ キャリアパス：将来的にめざす職業にたどり着くために必要な経験・知識などをどのように積んでいくかを示す道筋。

保護者に対して給食費、学用品費などを支給しています。

また、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に就学相談を実施しています。

さらに、不登校や学校不適應の児童・生徒に対し、学習支援、相談活動並びに集団生活への適応指導を進め、学校復帰や状況の改善に向けた支援をしています。

今後も、様々な理由で就学が困難な児童・生徒に対して、適切な支援を継続することが求められます。

(11) 安全・安心な学校づくりについて

先の東日本大震災の教訓から、子どもたちが過ごす学校施設について、特に安全性を高めるとともに、日頃から防災意識を高めることが重要です。また、近年子どもたちが被害者となる犯罪が問題となっていることから、地域と連携しながら、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを進める必要があります。

そして、全国的に社会問題となっているいじめについて、未然防止を第一に、適切な相談や指導を行い、いじめをなくしていくことが重要です。

さらには、食物アレルギーに対応した給食の提供などについても、今後の課題です。

(12) 市民の地域活動・ボランティア活動について

アンケートでは、学校関連や自治会・子ども会、スポーツ・運動分野など、様々な分野で多くの保護者・市民が活動参加しています。また、スポーツ・運動分野について、今後の参加意向も高くなっています。

だれもが気軽に地域活動やボランティアに参加できる環境づくりに努めるとともに、活動に関する情報提供を進める必要があります。

(13) 市民の生涯学習について

本市には様々な生涯学習関連施設があり、多くの市民が利用しています。一方で、アンケートでは「あまりどこも使っていない」が28.0%となっています。

市では第三次稲城市生涯学習推進計画に則り、市民のだれもが自らの目的にかなった生涯学習にいつでもどこでも取り組めるよう、ライフステージごと、テーマごと、重点対象者ごと、地区・地域ごとなどの支援課題を明らかにして事業展開し、市民の学習成果を学校・地域をつなぐことにも活かそうとしています。

また、特に学習成果を発表する機会づくりや、公民館を軸とした活動支援を充実するとともに、学習成果を、学校での学習支援や地域づくりに活かしていく“にないあい^{*7}”を広

※⁷ にないあい：第三次稲城市生涯学習推進計画「Inagi あいプラン」におけるコンセプト「“いかしい・はぐくみあい・にないあい”の絆づくり」の中に使われるキーワード。市民どうしのネットワークや市民と行政とのパートナーシップなどの連携・協働を進めることによって、生涯学習のまちづくりを互いに担いあっていくことを表している。

めていくことが重要です。

(14) 市民の健康・運動・スポーツについて

スポーツ関係アンケートでは、健康であると感じている人の割合は高く、スポーツの実施率も高くなっていますが、年代によっては低くなっています。

実施しているスポーツについては、ウォーキング（散歩などを含む）、ランニング（ジョギング）など、身近で手軽にできるスポーツ活動が上位に挙げられていることから、身近でできるスポーツの機会の充実を図る必要があります。

運動やスポーツをしなかった理由として「仕事（家事・育児）が忙しいから」の割合が最も高くなっており、「からだ弱いから」「年をとったから」なども挙げられています。また、年代層によって、スポーツ施設の利用時間帯が異なっています。それぞれのニーズに合わせたプログラム設定や、施設運営を行うことが求められます。

そして、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、スポーツ全体への関心を高めるとともに、スポーツボランティアへの参加や、スポーツ観戦の促進など、スポーツ参加のすそ野を広げる活動を進めていくことが重要です。

さらに、健康づくりや障害のある人や高齢者、またスポーツの苦手な人でも気軽に楽しめるスポーツの普及なども重要です。

多くの市民が気軽に日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や環境の整備充実を図るとともに、「する」「みる」「支える」といった、多様な形でのスポーツ活動への参加推進を図ることが求められます。



第3章 基本理念と教育目標

第1節 計画の基本理念

第四次稲城市長期総合計画の文化・教育・生涯学習分野を包含する大綱の一つ「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」に沿って、稲城市民全体の教育・生涯学習・生涯スポーツの充実をめざす観点から、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

ふれあいを通じて
人と文化を育む稲城の教育

第2節 教育目標

教育の目的は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあります。

本市では、家庭を教育の基盤としながら、幼児期から青年期までの年代の子どもたちが、様々な取り組みを通じて、将来を生きぬく力をもった、社会・地域に貢献できる人間をめざします。

また、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習する意欲をもち、その成果を活かすことができる人間をめざします。

教育目標

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間
- 自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間



第3節 教育基本方針

先に挙げた教育目標を達成するために、以下の基本方針を定め、総合的に教育施策を推進します。

◆基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人と子どもが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を尊重し、思いやりの心や社会生活のルールを身につけ、社会に貢献しようとする精神を育みます。そのために、人権教育、道徳教育及びふるさと稲城への愛着や誇りを育む教育と機会、未来を生きぬく力を育てるための地域・社会体験や自然体験、交流活動などを充実します。

◆基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

ますます加速する国際化社会に生き、その変化や課題に主体的に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などを育みます。そのために、学力の向上を図るとともに、将来にわたって子どもたちが個性と創造力を伸ばすために、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。

◆基本方針3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進

稲城らしさに立脚した市民感覚を重視し、子ども、保護者、地域にとって魅力ある教育を発信する透明性の高い、開かれた学校を創造します。そのために、地域の特性を踏まえつつ、広域的な視点に立ち、自律的な学校経営の改革を支援するとともに、大学などとの連携や広く市民の教育参画を推進します。

◆基本方針4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興

少子高齢化社会の中で、個人の生活を充実させ、世代を越えたコミュニティを形成し、活力ある社会を築いていける力を育みます。そのために、市民が生涯を通じて、自ら学び、伝統を尊び、歴史・文化財、文化・芸術や読書・スポーツに親しみ、学んだことや経験を社会へ活かすことのできる機会を充実します。

第4節 施策の柱

これまで本市が進めてきた、すべての市民が参画する教育の一層の推進を図りながら、本計画がめざす教育目標の実現に向けて、次の3つを施策の柱として掲げます。

1 家庭や地域における学びの推進と連携

家庭・学校・地域が連携しながら、家庭の教育力の向上、幼児期からの教育の推進、地域力を高め活かす教育の推進をめざします。

2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康・安全に生活する力、未来社会の担い手となる力を育むとともに、本市にふさわしい教育環境の整備、施設・設備の充実をめざします。

3 市民の生涯にわたる学習活動の振興

市民一人ひとりの状況に応じ、いつでも・どこでも・だれでも・なんでも・どのようでも生涯にわたって学習活動に取り組めるまちづくりをめざします。

第5節 計画の体系

基本理念	教育目標	基本方針	施策の柱 (基本的方向)	施策の方向性	主な施策
ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育	<p>○自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間</p> <p>○社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間</p> <p>○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間</p>	<p>基本方針1</p> <p>基本方針2</p> <p>基本方針3</p> <p>基本方針4</p> <p>「生涯学習」と「スポーツ」の振興</p> <p>「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進</p> <p>「豊かな個性」と「創造力」の伸長</p> <p>「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</p>	1 家庭や地域における学びの推進と連携	<p>1 家庭の教育力の向上</p> <p>2 幼児期からの教育の推進</p> <p>3 地域力を高め活かす教育の推進</p>	<p>(1) 家庭教育への支援</p> <p>(1) 幼児教育の充実</p> <p>(2) 幼児教育への支援</p> <p>(1) 仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進</p> <p>(2) 地域人材と連携した教育の推進</p> <p>(3) 青少年の健全育成</p>
			2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進	<p>4 確かな学力の育成</p> <p>5 豊かな人間性の涵養</p> <p>6 健康・安全に生活する力の育成</p> <p>7 未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（ESD）の推進</p>	<p>(1) 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上</p> <p>(2) 思考力・判断力・表現力などを育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進</p> <p>(1) 人権教育の推進</p> <p>(2) 道徳心や社会性を身につける教育の推進</p> <p>(1) 体力向上を図る取り組みの推進</p> <p>(2) 健康教育・食育の推進</p> <p>(3) 安全教育・安全確保の推進</p> <p>(1) 環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成</p> <p>(2) 社会的・職業的自立を図る教育の推進</p> <p>(3) オリンピック・パラリンピック教育の推進</p>
			3 市民の生涯にわたる学習活動の振興	<p>8 教育環境の整備</p> <p>9 学校施設・設備の充実</p> <p>10 生涯学習の推進</p> <p>11 スポーツ・レクリエーション活動の振興</p>	<p>(1) 教員の資質・能力の向上</p> <p>(2) 教員が子どもと向き合う時間の確保</p> <p>(3) 特別支援教育の充実</p> <p>(4) 学校経営・学校評価の充実</p> <p>(5) 学校図書館の充実</p> <p>(6) 就学困難な子どもへの援助の推進</p> <p>(1) 学校施設などの整備の推進</p> <p>(2) 学校給食共同調理場の施設の充実</p> <p>(1) 地域における多様な活動への参加・交流の推進</p> <p>(2) 公民館・いなぎICカレッジなどが行う講座への参加の推進</p> <p>(3) 自発的・主体的な学習活動の推進</p> <p>(4) 文化財保護の推進</p> <p>(5) 文化・芸術活動の推進</p> <p>(6) 図書館の充実</p> <p>(1) スポーツ・レクリエーションの普及</p> <p>(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備</p> <p>(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援</p>

第 2 編 各論

第1章 家庭や地域における学びの推進と連携

1 家庭の教育力の向上

保護者は、基本的な生活習慣を身につけさせるなど、子どもの教育に第一義的責任を有しています。しかし、我が国では、少子化、核家族化の進行、就業形態の多様化、地域社会の関係性の希薄化など、様々な社会的変容にともない、家庭の教育力が低下していると言われています。一方、子育てに不安や悩みをもちながら、孤立し、相談できないでいる人も少なくありません。

また、日常生活の中では、大人だけでなく子どもたち同士も携帯電話やインターネット・メールなどを用いたコミュニケーションが急増しています。そのため家族間の対面でのコミュニケーションの減少や、携帯電話などの利用を通じたトラブルが増加する傾向が見られるなど、様々な課題が指摘されています。

このような状況を鑑み、引き続き、あいさつや十分な睡眠、読書や運動習慣など、望ましい生活習慣を身につけ、生活マナーの向上につながる取り組みを、進めていく必要があります。

(1) 家庭教育への支援

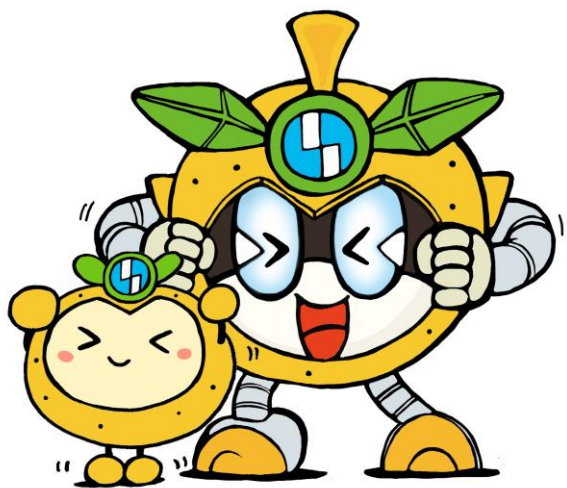
【取り組みの方向性】

- ・全ての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他連携機関による総合的な家庭教育支援の充実を図ります。
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」やあいさつなど、望ましい生活習慣や生活マナーなどを身につける取り組みを家庭・地域と連携し推進します。
- ・家庭教育の充実のために、「自分から学習、自分から読書、家庭の中の一仕事」を子どもと家庭へ働きかけます。
- ・広報、学校だより、ホームページなどを活用し、家庭教育に資する情報を提供します。
- ・子どもの成長段階に応じた関わり方や、子育てに関する様々な不安や悩みに関する相談機能の充実を図ります。
- ・公民館、図書館、児童館、子育て支援事業などを通じ、家庭教育に関する学びの機会の充実を図ります。
- ・子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て家庭のネットワークづくりに向けた支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	地域教育懇談会	担当課	指導課
概要	<p>中学校ブロックごとに、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育園の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、公民館・児童館関係者、学校支援コンシェルジュなど、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。</p>		
取組名	情報の提供	担当課	各課
概要	<p>広報、生涯学習だより「ひろば」、学校だより、ホームページなどにより、家庭教育に資する情報提供の充実を図ります。</p>		
取組名	子ども家庭支援センターでの相談事業	担当課	子育て支援課
概要	<p>18歳未満の児童を育てる家庭が抱える課題・問題に関して臨床心理士、保育士、保健師などによる総合的な相談を実施します。</p>		
取組名	教育相談事業	担当課	指導課
概要	<p>教育相談室で児童・生徒や保護者、教員を対象に子どもの不安や悩みに関する相談を実施します。</p>		
取組名	稲城地域文庫連絡会に対する補助金交付及び支援事業	担当課	生涯学習課
概要	<p>稲城地域文庫連絡会へ補助金を交付し、読書会や児童書の貸し出しなどの各地域の文庫活動を支援します。</p>		
取組名	生涯学習宅配便講座	担当課	生涯学習課
概要	<p>子育てに関するテーマなど、10人以上のグループからの申請により、市職員や市民ボランティア講師を派遣し出前講座を実施します。</p>		
取組名	第二次稲城市子ども読書活動推進計画の推進	担当課	図書館課
概要	<p>読書は、言葉や感性を磨き、想像力を高め、創造力を豊かにします。家庭・地域・学校であらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書を行い、「生きぬく力」を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進します。</p>		

取組名	子育て講座・親子交流事業	担当課	子育て支援課・児童青少年課・生涯学習課
概要	公民館や児童館などを利用して、子育て講座や子育て中の親子同士が交流や情報交換を図る場の提供や機会づくりを推進します。		



©K.Okawara・Jet Inoue

2 幼児期からの教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。近年、他者との関わりが苦手な子どもや、人の話を聞けない子ども、年齢相応の自立に遅れが見られる子どもの増加が課題となっています。また、子ども同士で創造力を働かせて遊ぶ力の弱まりも危惧されています。

本市では、家庭での教育を第一義的なものとしながらも、幼稚園や保育所などにおける指導などは、基本的な生活習慣及び、あいさつや言葉づかいなどの社会的な生活習慣の定着に役立てられています。また、集団生活を通じて幼児一人ひとりの発達段階に応じた指導も効果的に行われ、幼児の保護者などに対する相談等、個別の状況に応じた支援も実施しています。

なお、私立幼稚園協会に対しては、教員の研修や福利厚生のための補助を行っています。

幼児期における教育が基礎的な人格形成に重要であることから、今後も、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域が連携しながら、幼児期の教育から小学校教育への環境の変化に対応できるよう円滑な接続を図る必要があります。また、質の高い教育・保育の提供や、相談窓口の拡充、保護者の負担軽減など、幼児期の教育を総合的に支援する体制の充実を図る必要があります。

(1) 幼児教育の充実

【取り組みの方向性】

- ・家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域の交流や連携を通じ、幼児一人ひとりの人格形成の基礎を培うとともに、幼児期の教育から小学校教育への環境変化に対応できるよう、円滑な接続を図ります。また、子どもたちの発達や学びの連続性を重視した、保幼小中を貫く教育の連携を推進します。
- ・幼児教育の振興と充実を図ることを目的に、私立幼稚園協会に対する補助などを通じて適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

【主な取り組み】

取組名	地域教育懇談会（再掲）	担当課	指導課
概要	中学校ブロックごとに、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育園の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、公民館・児童館関係者、学校支援コンシェルジュなど、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。		

取組名	保育所・幼稚園と小学校との交流	担当課	指導課
概要	保育所・幼稚園と小学校との交流や情報交換などにより、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。		

取組名	子育て講座・親子交流事業（再掲）	担当課	子育て支援課・児童青少年課・生涯学習課
概要	公民館や児童館などを利用して、子育て講座や子育て中の親子同士が交流や情報交換を図る場の提供や機会づくりを推進します。		

取組名	私立幼稚園協会補助金	担当課	子育て支援課
概要	幼児教育の振興と充実を図ることを目的に、私立幼稚園協会に対して、協会運営費、園長・教諭などの研修費、特別支援教育費などを補助します。		

（２）幼児教育への支援

【取り組みの方向性】

- ・保護者の幼児教育における経済的負担の軽減や相談事業を実施し、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

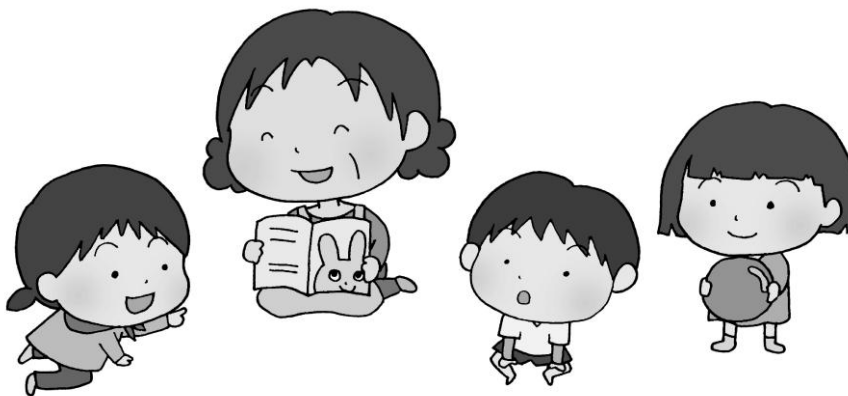
【主な取り組み】

取組名	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	担当課	子育て支援課
概要	私立幼稚園などに在籍する幼児の保護者に対して、所得に応じて保育料の一部を補助します。		

取組名	私立幼稚園就園奨励費補助金	担当課	子育て支援課
概要	世帯の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を目的に、幼稚園の保育料を軽減するための補助を行います。		

取組名	在宅幼児教育費補助金	担当課	子育て支援課
概要	満4歳及び満5歳の保育所又は幼稚園などに在籍していない幼児の保護者に対し補助金を交付し、経済的負担の軽減を実施します。		

取組名	子ども家庭支援センターでの相談事業（再掲）	担当課	子育て支援課
概要	18歳未満の児童を育てる家庭が抱える課題・問題に関して臨床心理士、保育士、保健師などによる総合的な相談を実施します。		
取組名	幼児期読書支援事業	担当課	図書館課
概要	絵本の読み聞かせ、おはなし会などの事業を通して本の楽しさを知る機会を作ります。		



3 地域力を高め活かす教育の推進

近年、我が国では、少子化や核家族化、就労形態の多様化など、家庭環境が変容する中で、近所づきあいや地域活動の減少など、地域のつながりが希薄化し、地域が担ってきた役割や機能の低下が懸念されています。

本市においても、地域の中で青少年が様々な世代と交流し、体験の中から学ぶ機会はあるものの、参加者は限定される傾向にあります。また、多忙のため学校活動や地域活動に関わることができない方が勤労世代に多い状況です。学校活動や地域活動は世代間交流や、伝統文化などを学習する良い機会であることから、引き続き、仕事と生活の調和を図りながら、子育てや学校活動、地域活動への参加を促すため、市民や事業者などに対して積極的に啓発していく必要があります。

一方で、本市には、多様な能力、経験、専門性などをもつ多くの市民が、生涯学習活動や教育の場においても、貴重な地域の人材として、その力を大いに発揮しています。

今後は、このような地域の人材とさらに連携することにより、子どもたちと多様な世代とのふれあいや交流が促進するとともに、積極的に社会との関わりをもてるような仕組みや地域全体で子どもたちを支え、成長を支えていく環境づくりが進むことが期待されます。

また、引き続き、自治会、PTA、青少年関係団体、ボランティア団体など、様々な分野で地域と子どもたちを支える主体と連携を図り、地域全体で教育を推進していく必要があります。

(1) 仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進

【取り組みの方向性】

- ・ 仕事だけでなく、子育て、学校活動や地域活動に市民が参画できるよう、職場・家庭・地域に対し、仕事と生活の調和への理解の促進を図ります。

【主な取り組み】

取組名	「仕事と生活の調和」の啓発	担当課	市民協働課・生涯学習課
概要	講座やパンフレットなどを通じて、職場・家庭・地域に対し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）についての周知を図ります。		

(2) 地域人材と連携した教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・地域で活躍する多様な人材が教育に参画できるよう、人材バンクの整備やコーディネーターの育成など、学校と地域をつなぐ仕組みづくりを推進します。
- ・地域の豊かな人材、自然、伝統などを積極的に活用する「地域の教材化」を通じて、子どもたちに幅広い知識や経験などを学ばせる機会の充実を図ります。
- ・市内や近隣の大学・ボランティア団体などとの協働や、学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で子どもたちを支え育む体制づくりを推進します。
- ・学校行事や地域行事などを通じて、学校が地域活動や交流・連携の場としての役割を果たし、地域コミュニティ形成の核となる学校づくりを推進します。
- ・地域文庫では、本の貸し出し・読み聞かせの会・読書会など「子どもの本の会」を一般に公開し、文庫活動をPRするとともに、文庫間の交流推進を図ります。

【主な取り組み】

取組名	人材バンクの整備	担当課	市民協働課・生涯学習課
概要	市民の学習成果や特技などを活かした自己表現の機会や各種行政委員会・審議会委員として活用できる人材バンクを整備します。		
取組名	コーディネーターの育成	担当課	生涯学習課
概要	自分の技能や経験を活かしたい人、学びたい人をつなぐコーディネーターの役割を担う人材の育成を支援します。		
取組名	市民講師システムの整備	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習成果を活かし、市民どうしの「まなびあい」を支援する場として、市民講師システムを整備します。		
取組名	地域の教材化の推進	担当課	指導課
概要	地域の人材、自然、伝統など恵まれた教育環境を地域の教材として活用します。地域との交流・地域特性を活かした学習の場・機会の設定を推進します。		
取組名	地域と共にある学校づくり推進事業	担当課	指導課
概要	中学校ブロックごとに、域内の教育支援活動などの総合的な調整役を担う「学校支援コンシェルジュ」を配置し、学校支援ボランティアの円滑な推進を図ります。		

取組名	地域教育懇談会（再掲）	担当課	指導課
概要	<p>中学校ブロックごとに、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育園の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、公民館・児童館関係者、学校支援コンシェルジュなど、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。</p>		
取組名	学校運営連絡協議会	担当課	指導課
概要	<p>地域に根ざした学校運営のため協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校をめざします。</p>		
取組名	防災学習の充実	担当課	指導課
概要	<p>学校、地域が連携し、共同での防災訓練などを行うとともに、防災に関する体験活動を取り入れながら、ともに助け合う防災学習の充実を図ります。</p>		
取組名	地域の読書環境の推進	担当課	図書館課
概要	<p>地域文庫では、本の貸し出し・読み聞かせの会・読書会などにより、地域の子ども・保護者へ本を紹介しています。図書館職員が講師となり、新刊絵本を読み合う「子どもの本の会」を主催し、一般に公開しています。また、地域文庫は、子どもの読書推進の「本はともだち いなぎの子」に実行委員会として参加しています。これらの活動を通じて、子どもたちにおはなしの楽しさを伝える文庫活動をPRし、文庫活動の交流を推進します。</p>		

(3) 青少年の健全育成

【取り組みの方向性】

- ・家庭、学校、地域が一体となり、青少年健全育成環境の整備・充実を図ります。
- ・文化やスポーツ・ボランティア活動、体験活動など、青少年の様々な社会参加の促進をします。
- ・青少年が主体的に活動するための場や学習機会の確保などを通じて、青少年の育成支援に努めます。
- ・青少年のニーズの把握に努め、青少年が自分の興味や関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、環境整備や活動支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	稲城ふれあいの森事業	担当課	児童青少年課
概要	野外活動を普及させ、地域の青少年活動の発展と健全育成の向上を図るため、快適で安全に過ごせるよう施設の運営管理を行います。		
取組名	青少年指導者養成事業	担当課	児童青少年課
概要	青少年の社会活動や地域活動の参加を促進するため、青少年指導者養成事業（ジュニアワーカーセミナー、青年ワーカーセミナー）を実施します。		
取組名	成人式事業	担当課	生涯学習課
概要	新成人による「成人式実行委員会」を組織し、新成人の意見を聞きながら、式典を企画・運営します。		
取組名	青少年育成地区委員会への補助	担当課	児童青少年課
概要	自然体験・農業体験・伝統文化（塞の神・お祭り）の継承などを通じた青少年健全育成への支援を目的に、青少年育成地区委員会への補助を行います。		
取組名	青少年芸術文化活動補助事業	担当課	生涯学習課
概要	青少年を中心にした芸術文化活動を活発化していくため、活動団体への補助を行います。		
取組名	青少年問題協議会	担当課	児童青少年課
概要	青少年の健全育成に関わる機関・団体の活動を効果的に進めるための協議や、青少年健全育成の課題について情報交換などを行います。		

第2章 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進

4 確かな学力の育成

学校教育法では、学力の重要な3つの要素の育成として、①基礎的な知識・技能の確実な習得、②知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む、③学習に取り組む意欲を養うことを示しています。

本市においても、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用する能力の習得に向けて、一人ひとりの子どもにきめ細かく対応する、個に応じた教育の充実を図ってきました。また、学ぶ意欲を向上し、思考力・判断力・表現力など、時代の変化や社会の要請に応える教育を推進しています。

今後は、小・中学校9年間を見通した上で、より確かな学力を身につけるために、言語活動、理数教育、外国語活動などの充実が必要です。また、多様な地域の人材、自然、伝統などの地域の教材やICTを活用した授業づくりなど、児童・生徒が興味をもちながら意欲的に学べる取り組みや学習環境づくり、授業づくりをさらに進めていくことが大切です。

(1) 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

【取り組みの方向性】

- ・学習指導要領に準拠して、基礎的な知識・技能の習得を徹底するとともに、児童・生徒一人ひとりの自ら学び考える力の育成を通じて、確かな学力の定着を図ります。
- ・小・中学校9年間を見通した指導を行う観点から、全国学力・学習状況調査の結果などを効果的に分析・活用し、一層の学力向上を図ります。
- ・多様な地域の人材、自然、伝統などの地域の教材やICTを活用するなど、子どもたちが興味をもって学ぶ楽しさを感じ、自分から学習に取り組む学習環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

取組名	学習指導の改善・充実	担当課	指導課
概要	少人数指導、習熟度別指導、教育ボランティアなどを活用した、児童・生徒の個性や能力を活かす指導とともに、評価を充実し、基礎・基本の定着を図ります。また、授業改善推進プランの作成、実施をします。		

取組名	稲城市立学校教育研究会の充実	担当課	指導課
概要	小・中学校合同の研究会を通じ、学習指導要領を踏まえた授業改善や担当する業務の効果的な遂行をめざすとともに、児童・生徒の実態を念頭に置きながら、小・中学校の連携を通じた9年間のカリキュラムの充実を図ります。		

取組名	特色ある学校づくりの推進	担当課	指導課
概要	児童・生徒及び地域環境を踏まえ、創意工夫し、E S Dの視点を活かした特色ある教育活動を推進します。		

(2) 思考力・判断力・表現力などを育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・習得した基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育みます。
- ・相手の意図や考えを的確に理解し、自分の意見を論理的に説明できる思考力や、表現力などを養うための言語活動の充実を図ります。
- ・知識基盤社会の進展する中で、核となる科学技術発展の土台となるICT教育や理数教育の充実を図ります。
- ・将来の国際社会で活躍できるよう、外国語活動の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	言語活動 ^{※8} の充実	担当課	指導課
概要	学習指導要領に沿い、思考力、判断力、表現力などを育むため、全ての教科において言語活動の充実を図ります。		

取組名	読書活動の推進	担当課	指導課・図書館課
概要	児童・生徒の自主的な読書活動の一層の推進と学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策についての情報交換や研究協議を行い、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。 総合学習・調べ学習を支援し、学校からの調査（レファレンス）に応じ、各教科及び総合的な学習の時間において、活用できる資料を提供します。		

※⁸ 言語活動：思考力、判断力、表現力などを育むため、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」をはじめ、記録、要約、説明、論述といった、言語を用いた活動のこと。

取組名	ICT教育の充実	担当課	指導課
概要	ICTの利用活用方法をはじめ、ICT関連機器の利用にともなう情報モラルを高める取り組みの充実を図ります。		
取組名	理数教育の充実	担当課	指導課
概要	少人数指導の充実、習熟度別指導、理科実験の充実などを通じ、理数教育の充実を図ります。		
取組名	外国語活動の推進	担当課	指導課
概要	外国語指導助手（ALT ^{※9} ）、ゲストティーチャーなどを活用し、小学校からの実践的な外国語活動を推進します。		



※⁹ ALT : Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手のことで、小・中学校などで英語授業の手助けをする外国人講師。

5 豊かな人間性の涵養

子どもの豊かな情操や道徳心、社会性、人権尊重の精神や国際理解などは、家庭における教育を原点としつつ、学校、地域の中で、総合的に育まれます。

また今日、いじめや不登校、様々な問題行動などが社会的な問題となっています。

今後は、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、他人への思いやり、命を大切にすること、善悪の判断などの倫理観や社会的マナーをはじめ、自制心や自立心など、豊かな人間性の涵養に向けた取り組みの充実を図ることが重要です。

また、地域文化への理解などを通じて、地域への愛着を育む取り組みの充実が求められます。

(1) 人権教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・人権尊重の理念を正しく理解し、あらゆる差別や偏見をなくす取り組みを充実します。
- ・いじめや不登校、問題行動などに対しては、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、未然防止を第一に、発生した際の早期発見・早期解決に努めます。

【主な取り組み】

取組名	人権教育の推進	担当課	指導課
概要	人権尊重の理念を定着させるため、推進委員会を組織し、学校関係者の研修・啓発のための事業を展開します。また、学校における人権教育の充実を図ります。		

取組名	稲城市いじめ防止基本方針に基づく取り組みの推進	担当課	指導課
概要	稲城市いじめ防止基本方針に基づく取り組みを推進します。 また、児童・生徒への生活アンケートの実施により、いじめの早期発見・解決を図るとともに、自尊感情や自己肯定感を育むための教員研修に取り組みます。		

取組名	教育相談室の機能の充実	担当課	指導課
概要	いじめ、不登校、就学、教育、進路などの相談業務の充実や学校の教育相談体制を支援します。		
取組名	不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援	担当課	指導課
概要	不登校児童・生徒に関して、家庭との連携を図るための教員研修に取り組むとともに、学校、教育相談室や適応指導教室と連携し、不登校児童・生徒の教育機会確保や状況の改善に向けた支援に取り組みます。		



©K.Okawara・Jet Inoue

(2) 道徳心や社会性を身につける教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・学校、家庭、地域が連携を図りながら、道徳教育の一層の充実を図り、生命を尊重し、他者を思いやる豊かな心を育むとともに、地域社会の一員としてのルールやマナーを身につけるなど、規範意識の向上に努めます。
- ・年齢の違う人、障害のある人、外国人など、異なる文化や価値観などをもった人との交流や優れた芸術、文化、自然体験などを通じて豊かな感性を育むとともに、自他の良さを認め、自分も他者も大切にできる心を育みます。
- ・地域への理解、愛着、誇りを深め、地域活動へ積極的に参加するなど、地域の一員としての役割と責任を自覚し、行動できるようになるための取り組みを進めます。
- ・日本のよさや伝統文化を学び、品格のある日本人として世界で活躍できる自立した人材の育成を図ります。

【主な取り組み】

取組名	道徳教育の推進	担当課	指導課
概要	全体計画及び年間指導計画をもとに、教育活動全体を通し道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座を開催し、地域や保護者への理解・啓発を推進します。		
取組名	国際理解教育の推進	担当課	指導課
概要	国際社会に参加・協力できる能力と態度を育てるとともに、他地域との交流を深め、人間として尊重し合える教育を推進します。		
取組名	野沢温泉村宿泊体験	担当課	指導課
概要	野沢温泉村でキャンプなどの自然、文化体験や交流を通じ、環境保全や自然を活かした暮らしについて学びます。 野沢温泉村と連携し、現地に「稲城100年の森」を育成します。 野沢温泉村の厳冬期を体験し、自然の恩恵や活用について学びます。		
取組名	大空町教育交流	担当課	指導課
概要	市内小学生の大空町への訪問、大空町児童の受け入れの交流活動を通じて、自己や地域に対する理解を深め、コミュニケーション能力、広いものの考え方、思いやりやおもてなしの心、感謝の心を育みます。		

取組名	音楽鑑賞教室	担当課	指導課
概要	市内の全小・中学校がプロの交響楽団の演奏を鑑賞することにより、文化のよさを知り、高い情操を育むとともに、生活の中で芸術や文化の価値を認める心情を育てます。		
取組名	社会性を育む教育の推進	担当課	指導課
概要	地域の自然や文化にふれる活動や奉仕的活動などの社会参加活動を支援する諸事業を展開します。		
取組名	地域行事への参加	担当課	指導課
概要	児童・生徒による地域行事へ年間1人1回以上の参加を推進します。		
取組名	読書活動の推進（再掲）	担当課	指導課・図書館課
概要	<p>児童・生徒の自主的な読書活動の一層の推進と学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策についての情報交換や研究協議を行い、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。</p> <p>総合学習・調べ学習を支援し、学校からの調査（レファレンス）に応じ、各教科及び総合的な学習の時間において、活用できる資料を提供します。</p>		
取組名	伝統・文化などに関する教育の推進	担当課	指導課
概要	本市を中心とした地域固有文化及び日本の伝統・文化などについて探究する学習を野沢温泉村や大空町との交流も活かしながら推進します。		



6 健康・安全に生活する力の育成

健康で安全な生活を守ることは、継続・安定した教育環境づくりには大切な条件です。全国では、子どもの体力は昭和 60 年頃から長期的低下傾向にあると指摘されていますが、本市においては、継続して子どもたちが活発に遊びやスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいます。

一方、子どもが被害者となる犯罪なども全国的に増加していることから、子どもが安全・安心に過ごせる場を充実させなければなりません。

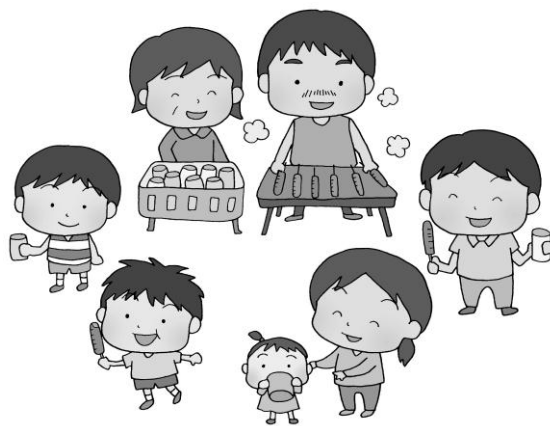
そのためには、児童・生徒が安心して過ごせる放課後の活動の場となる施設などの一層の活用促進と連携を図るとともに、スポーツ施設などとの連携や利用者のニーズに合った運営の推進に努める必要があります。

さらに、部活動のさらなる充実に向けた指導者の確保などが求められています。

近年、子どもが被害者となる犯罪などが全国各地で発生しています。特に、携帯電話などの利用が関係するトラブルの増加が急増しています。家族間でルールを決める、利用にともなう危険性を子どもと保護者が共有するなど、トラブルから身を守ることの意識づけが大切です。

健康づくりに関しては、バランスのとれた食事や十分な睡眠など、望ましい生活習慣を身につけることが重要です。今後も、家庭、学校、地域が一層連携を強めながら、食育をはじめ、子どもたちの健康習慣づくりを進めていく必要があります。また、食物アレルギーがある子どもの増加に対応した給食の提供や、配食の管理体制を整備することなども課題です。

加えて、防犯、防災、交通安全に関する知識を身につけることや、危険な薬物などに近づかないといった強い意思をもつことも、健康・安全に生活するためには大切な事項です。



(1) 体力向上を図る取り組みの推進

【取り組みの方向性】

- ・外遊び、学校体育、部活動などを通じ、児童・生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させるとともに、運動習慣を身につける取り組みを推進します。
- ・放課後や休日などの時間帯を活用し、体を動かす取り組みを進めるとともに、学校、家庭、地域が連携して体力向上を図るための取り組みを推進します。
- ・児童・生徒の体力、運動能力を客観的に把握し、能力の向上を図る取り組みにつなげます。

【主な取り組み】

取組名	学校における体力向上の推進	担当課	指導課
概要	体育、保健体育の授業力向上等に向けた研究を実施するとともに、「一校一取組」や「一学級一実践」などを掲げた体育活動に年間を通して取り組みます。また、連合体育行事などを契機とした体力向上を図ります。		
取組名	オリンピック・パラリンピック教育の推進	担当課	指導課
概要	体力向上とあわせ、オリンピック・パラリンピックの大会理念や参加国の歴史や文化の学習、身近に住んでいる外国人との交流による国際理解、アスリートとの交流により、生き方、考え方に触れるとともに、地域のスポーツ大会へのボランティア参加など学校や児童・生徒に応じたオリンピック・パラリンピック教育を展開します。		
取組名	地域の人材活用の推進	担当課	指導課
概要	地域のスポーツ活動に関わる人材と連携し、児童・生徒が積極的にスポーツを行うための機会を増やします。また、部活動などの充実に向けて、地域の指導者の活用を図ります。		
取組名	各種体力調査の活用	担当課	指導課
概要	各種体力調査を活用し、子どもたち一人ひとりに還元することで、目標をもって体力向上に取り組むことができるよう努めます。		

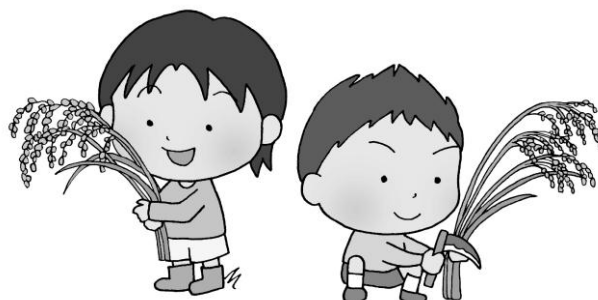
(2) 健康教育・食育の推進

【取り組みの方向性】

- ・家庭、学校、地域が連携し、日常生活の中で子どもたちが自分自身の健康に関心を持ち、望ましい生活習慣を身につけるための取り組みを推進します。
- ・児童・生徒の健康の保持増進に向けて、学校保健を充実し、健康診断、健康相談などによる疾病などの予防・早期発見に努めます。
- ・栄養バランスのとれた、おいしい学校給食を提供し、児童・生徒の食に関する関心や理解を深めるとともに、望ましい食習慣の確立に役立てます。

【主な取り組み】

取組名	健康・安全指導の充実	担当課	指導課
概要	児童・生徒が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、健康・安全に関する啓発資料の作成や活動の場の整備充実を図ります。		
取組名	小・中学校保健安全に関する事業	担当課	学務課
概要	学校保健安全法に基づき、就学時健康診断及び定期健康診断を行い、学校保健の充実を図ります。		
取組名	食育の促進	担当課	指導課・学校給食課
概要	全体計画及び年間指導計画に基づいた食育に取り組むとともに、栄養教諭を活用した授業実施と巡回指導に取り組みます。また、給食材料に地場野菜を積極的に取り入れ、地産地消を推進します。さらに、給食だよりを発行し、保護者に食に関する理解を深めてもらう機会づくりの充実を図ります。		



(3) 安全教育・安全確保の推進

【取り組みの方向性】

- ・学校給食などにおける子どものアレルギーについて、家庭、学校、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、教職員が正確な知識を身につけ、適切に対応できる体制の維持・充実を図ります。
- ・学校内や学校給食に使われる食材の放射性物質に関して、安全性が確保されるよう、必要な検査などを継続実施します。
- ・家庭、学校、地域、関係機関等が連携し、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりを推進します。
- ・身の回りに潜む危険や、交通事故、自然災害などから、児童・生徒が自分自身での確な判断をし、自らの身を守る力を育てる安全教育を行います。
- ・インターネットや携帯電話などについて、学校、家庭、地域が連携し、適正な利用と情報リテラシー教育、情報モラル教育の推進に努めます。
- ・覚せい剤、大麻や危険ドラッグなど、児童・生徒が有害な薬物を用いることがないよう、危険性などの周知を図ります。

【主な取り組み】

取組名	食物アレルギー対応	担当課	学校給食課
概要	学校生活管理指導表をもとにした申請により、通常パンについては乳・卵不使用のアレルギー対応パンに、牛乳については豆乳に替えて提供をします。また、情報提供として、「予定献立名」、「献立予定及び、使用食材名（一人分）等」、「調味料・加工食品等使用食材内容一覧」を希望者に配布します。		
取組名	児童館	担当課	児童青少年課
概要	集団活動などの体験を通じて、心身の健全育成・情操の涵養が図られるよう児童館事業を実施します。		
取組名	学童クラブ	担当課	児童青少年課
概要	放課後の一定時間預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。		
取組名	放課後子ども教室	担当課	生涯学習課
概要	小学校全校・全学年を対象に放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、事業の充実を図ります。		

取組名	スクールガードリーダーの配置	担当課	指導課
概要	警察官OBによるスクールガードリーダーを配置し、学校施設及び地域の安全点検・巡回、子ども、保護者、地域への安全指導・防犯に関する助言や講演会などを行います。		
取組名	防犯・犯罪被害防止教育の推進	担当課	指導課
概要	関係機関などと連携し、身近にある様々な危険について理解を深めるとともに、被害に遭った場合の対応などの学習を進めます。		
取組名	防災教育の推進	担当課	指導課
概要	防災について学び、マイ備蓄を考えて全児童・生徒の「子ども防災自助パック」を学校に装備します。また、地域と連携した共助の防災教育を実施します。		
取組名	交通安全教育の推進	担当課	指導課
概要	警察と連携し、歩行中、自転車乗車中の安全対策や、安全マナーを身につけるための取り組みの充実を図ります。		
取組名	学校による有害情報対策	担当課	指導課
概要	情報教育推進委員会が中心となり、各学校においてインターネットや携帯電話によるトラブルを未然に防ぐため情報モラル教育の年間指導計画を作成し、情報モラル教育を推進します。		
取組名	薬物乱用防止教室事業	担当課	指導課
概要	薬物乱用防止教室や、東京都の薬物乱用防止ポスター・標語への応募、教員対象の研修会を実施します。		



7 未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（ESD）の推進

大規模災害や環境破壊、エネルギー問題など、地球規模で課題解決に取り組むことが求められている問題が今後も増加し、深刻化していくことが予測されます。次代を担う社会の一員として、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な地域社会や国際社会の創造に貢献できる人材の育成が急務となっています。

また、産業・就業構造が大きく変化する中、子どもたちが将来、社会的・職業的な自立を実現するための能力・技能を身につけることも重要です。

持続発展教育（ESD）とは、エネルギー問題、食糧問題、人口問題、環境問題、人権問題など、社会の持続性をおびやかす様々な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身につけることにより、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことを目的とした学習です。

今後、更にESDを推進していくことは、そうした人材育成に効果的であるとともに、体験学習など、自分のキャリアパスや将来展望を描くことにもつながります。

そして、2020年（平成32年）に、東京でオリンピック・パラリンピックの開催が決定しています。この開催を契機として、早期にオリンピック・パラリンピックなどを教育の題材に、平和に関する意識など国際的な視野を養い、世界に向けて活躍できる人材育成を図る教育活動を推進することが大切です。

持続発展教育（E S D）

稲城市では、小・中学校の9年間を見通す中で、それぞれの段階に応じた適切な学習プログラムを設定し、「学校支援コンシェルジュ」などの支援を受けながら、実践的な課題解決力を身につける取り組みを推進しています。また、市内の小・中学校がユネスコ・スクールとして登録・申請し、E S Dを推進しています。

E S Dの視点から重視する能力・態度

- ①批判的に考える力
 - ②未来像を予測して計画を立てる力
 - ③多面的、総合的に考える力
 - ④コミュニケーションを行う力
 - ⑤他者と協力する態度
 - ⑥つながりを尊重する態度
 - ⑦進んで参加する態度
- など（出典：国立教育政策研究所）

稲城市立小学校でのE S Dの取り組み例

- ・稲城ふれあいの森でキャンプを行い、エコロジー、ローインパクト、防災などを学習。（第5学年）
- ・野沢温泉村でキャンプを行い、環境や自然を活かした暮らしについて学ぶ。また、野沢温泉村と連携し、現地に「稲城100年の森」を育成。（第6学年）
- ・全校で地球温暖化に対して、グリーンカーテンや節電、3R（スリーアール）^{※10}などに取り組み生活様式を見直す。
- ・市の特産物である「梨」などを教材とした体験的な地域学習に取り組む。
- ・自分も他の人も同じように大切に考え行動する人権教育を推進する。

稲城市立中学校でのE S Dの取り組み例

- ・野沢温泉村の厳冬期を体験し、自然の恩恵や活用について学ぶ。（第1学年）
- ・高齢社会を学ぶために、認知症サポーター養成講座などに参加する。
- ・ボランティア活動や社会貢献活動を通して、様々な課題解決に実践的に取り組む。
- ・キャリア教育として国際貢献や地球規模の課題の解決に向け行動し実践に取り組む。
- ・A E Dの講習など、地域の中で、主体性を発揮した自助・共助の実践力を育む防災教育を推進する。

※¹⁰ 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の頭文字をとった、循環型社会形成に向けた取り組みの名称。

(1) 環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成

【取り組みの方向性】

- ・環境を守り、資源の大切さを学び、考え、行動するための環境教育を推進します。
- ・災害時などにおいて、自分の身を守り、身近な人と協力することができるよう、防災教育を推進します。
- ・外国語教育や異文化理解などを通じて国際性を育むとともに、社会の変化に自律的に対応できる力の育成に努めます。
- ・学校、地域、市内や近隣の大学が連携をとりながら、E S Dを推進します。
- ・年齢の違う人、障害のある人、外国人など、異なる文化や価値観などをもった人との交流や優れた芸術、文化、自然体験などを通じて豊かな感性を育むとともに、自他の良さを認め、自分も他者も大切にできる心を育みます。(再掲)
- ・実社会において適切な社会生活を営むことができるよう、福祉教育や、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を育成する教育を推進します。

【主な取り組み】

取組名	環境教育の推進	担当課	指導課
概要	児童・生徒が身近な環境に関心をもち、環境への理解を深め、環境保全に向けて実践できるよう、多摩川や里山などの持続発展についての課題解決学習に取り組みます。		
取組名	防災教育の推進（再掲）	担当課	指導課
概要	防災について学び、マイ備蓄を考えて全児童・生徒の「子ども防災自助パック」を学校に装備します。また、地域と連携した共助の防災教育を実施します。		
取組名	ユネスコ・スクールへの登録	担当課	指導課
概要	市内全小・中学校がユネスコ・スクールに登録し、ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践します。		
取組名	持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取り組みの推進	担当課	指導課
概要	E S D推進委員会の開催やE S Dの視点を活かした教育課程の編成を行います。		

取組名	野沢温泉村宿泊体験（再掲）	担当課	指導課
概要	<p>野沢温泉村でキャンプなどの自然、文化体験や交流を通じ、環境保全や自然を活かした暮らしについて学びます。</p> <p>野沢温泉村と連携し、現地に「稲城100年の森」を育成します。</p> <p>野沢温泉村の厳冬期を体験し、自然の恩恵や活用について学びます。</p>		
取組名	農業体験、園芸体験、河川を活用した体験	担当課	指導課
概要	<p>稲城特産の梨の栽培や収穫の体験、多摩川や里山など豊かな自然を活かした学習で、自分の生まれ育った土地や地域、その歴史・文化などを理解します。</p>		
取組名	福祉教育の推進	担当課	指導課
概要	<p>総合的な学習の時間や生活科の学習などの福祉に関わる体験を通じて、思いやりの心や実践的態度を育てるために、資料の提供、児童・生徒の活動支援などを行います。</p>		
取組名	ボランティア活動の推進	担当課	指導課
概要	<p>ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、様々な課題解決に実践的に取り組みます。</p>		

(2) 社会的・職業的自立を図る教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・地域の人材などを活用しながら、望ましい勤労観・職業観や知識・技能を育むキャリア教育・職業教育・ものづくりなど実践的教育の推進を図ります。
- ・児童・生徒が自らの成長を実感し、自己肯定感を育みながら、自立した人間へと成長するための様々な体験活動の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	中学生E S D卒業プログラム	担当課	指導課
概要	義務教育という守られた環境の中で暮らしてきた中学校3年生に、自ら選択した進路先に踏み出す時期において、「ここからが大人への第一歩」であり、卒業後は自立した稲城市民であるという自覚を促します。また、生涯を通じた着実な学び手、稲城の自然や歴史的価値（不易）の担い手、未来社会の創り手となるための学習を9年間のE S Dの仕上げとして実施します。		
取組名	職場体験事業	担当課	指導課
概要	市内中学校において職場での体験学習を実施し、中学生の段階から働くことに対する意識や社会の一員としての自覚を高めます。		

(3) オリンピック・パラリンピック教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・オリンピック・パラリンピックを題材に、国際平和、国際理解などを通じ、世界に向けて活躍できる人材育成に努めます。

【主な取り組み】

取組名	オリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲）	担当課	指導課
概要	体力向上とあわせ、オリンピック・パラリンピックの大会理念や参加国の歴史や文化の学習、身近に住んでいる外国人との交流による国際理解、アスリートとの交流により、生き方、考え方に触れるとともに、地域のスポーツ大会へのボランティア参加など学校や児童・生徒に応じたオリンピック・パラリンピック教育を展開します。		

8 教育環境の整備

子どもたちの教育に携わる教員の資質・能力は、子どもたちの学習成果をはじめとする教育活動全体の良否に直結しています。

今後は、子どもや保護者の期待に応えられるよう、教員の資質・能力の一層の向上を図ることが必要です。

また近年、教育課題や事務的作業の増大、教員や学校に期待される業務の拡大などを背景に、教員の多忙が常態化しています。

今後は、子どもたちの不安や悩みの軽減に向けて、教員が子どもたちと触れ合う時間の一層の確保に努めるとともに、適切な相談・指導の技量を高める必要があります。

学校教育法などの一部改正により、特別支援学校の制度を創設するなど、特別支援教育の充実が図られました。そしてその後の障害者施策全体の見直しが進む中で、障害の有無に関わらず、だれもが地域の学校で学べる教育としてのインクルーシブ教育の推進へと方向付けがなされました。

本市でも、専門スタッフによる支援や、特別支援学級等の設置など、特別支援教育の充実を図っています。

今後も、ニーズに応じて、特別支援学校や関係諸機関との連携を深めながら、東京都特別支援教育推進計画による特別支援教室（仮称）の設置など、インクルーシブ教育の実現に向け、重層的な支援体制を整備充実することが求められます。

そして、市民参加での学校評価や、学校経営支援室の積極的な活用を通じて、学校経営の改善を図ることが重要です。

さらに本市では、「稲城市子ども読書活動推進計画」の策定などを通じて、読書活動の活性化を図ってきました。

今後も、図書館と学校が連携し、学校図書館の機能を高めるとともに、読書への関心を一層高める取り組みの推進が重要です。

経済環境や就労環境が大きく変容する中、経済的理由などにより、就学が困難となる児童・生徒は全国的に増加傾向となっています。

今後も、様々な理由で就学が困難な児童・生徒に対して、適切な支援を継続することが求められます。

(1) 教員の資質・能力の向上

【取り組みの方向性】

- ・教員の経験や能力、職層に応じた研修などを充実し、教員の資質と指導力の向上を図ります。
- ・子どもや保護者の期待に応えられるよう、教員評価の適正な実施を図るとともに、体罰など、指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理を実施します。
- ・学校における教育活動の積極的な公開、教員の地域行事・地域活動の参加などを通じ、家庭や地域とのコミュニケーションを推進します。

【主な取り組み】

取組名	教員の研修・研究の充実	担当課	指導課
概要	教員の資質向上・授業改善をめざして研修事業を充実するとともに、各校の研修・研究を支援します。(大学との連携による研修事業、教育相談研修、人権教育研修、初任者研修、管理職研修、情報モラル研修など)		
取組名	稲城市立学校教育研究会の充実(再掲)	担当課	指導課
概要	小・中学校合同の研究会を通じ、学習指導要領を踏まえた授業改善や担当する業務の効果的な遂行をめざすとともに、児童・生徒の実態を念頭に置きながら、小・中学校の連携を通じた9年間のカリキュラムの充実を図ります。		
取組名	校内OJT ^{※11} の実施	担当課	指導課
概要	すべての教員を対象に、教員が身につけるべき基本的な力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を、意識的、計画的、継続的に高めていくための取り組みの推進を図ります。		
取組名	学校運営連絡協議会(再掲)	担当課	指導課
概要	地域に根ざした学校運営のため協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校をめざします。		

※¹¹ OJT: On the Job Training の略。「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取り組み」のこと。

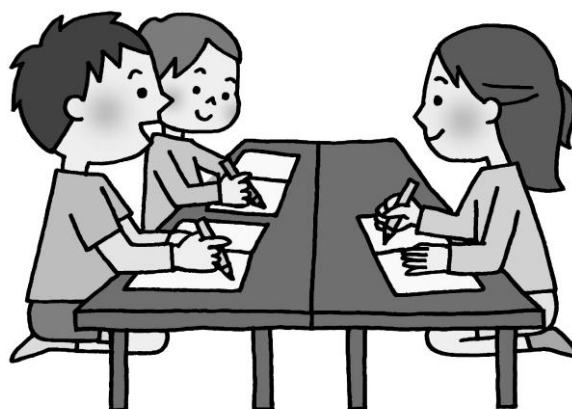
(2) 教員が子どもと向き合う時間の確保

【取り組みの方向性】

- ・地域人材の活用や、校務の効率化などにより、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保に努めます。
- ・教員が不安や悩みを相談し、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、多忙な教員を支える体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

取組名	教員が子ども一人ひとりと向き合う環境づくり	担当課	指導課
概要	学校支援コンシェルジュなど地域人材の活用や、校務の効率化を通じて、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保を図ります。		
取組名	スクールカウンセラー等の活用	担当課	指導課
概要	各小・中学校にスクールカウンセラーや教育相談員を配置し、児童・生徒や保護者、教員を対象とした指導相談を実施します。		



(3) 特別支援教育の充実

【取り組みの方向性】

- ・特別支援学校や関係諸機関との連携を深めながら、重層的な支援体制を整備し、教育上特別の支援が必要な子どもたち一人ひとりの障害の程度や発達段階に応じた、きめ細やかな指導・相談を行います。
- ・教育上特別の支援が必要とする子どもたちの指導に携わる教員の理解を深め、専門性向上などのための支援の充実を図ります。また、子どもたちが、障害を正しく理解・認識し、人間の多様性を理解した上でともに成長し、ともに社会生活を送っていきけるよう、交流や体験活動などを進めます。

【主な取り組み】

取組名	特別支援教育の充実	担当課	指導課
概要	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の就学や特別支援教育上の諸課題を解決するため様々な整備・充実を図ります。また、東京都の特別支援教室（仮称）の整備の動向を踏まえながら、校内における支援体制の構築を図ります。		

取組名	特別支援教育推進事業	担当課	指導課
概要	各小・中学校に特別支援教育コーディネーターと校内委員会を置くとともに、特別支援指導補助員・介助員の配置などにより、個々のニーズに応じた指導の充実を図ります。また、特別支援教育相談室による巡回相談の実施、市ケース会議の設置を通して、発達障害について、各小・中学校特別支援教育コーディネーターをはじめ、教職員の理解を深め、障害のある児童・生徒への関わり方や指導法の改善を図ります。		

取組名	障害児保育巡回訪問指導事業	担当課	子育て支援課
概要	心身に障害のある乳幼児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、指導員などが、障害児の通所する保育所などの巡回訪問等を行います。また、保育の実施などについての相談を受け、指導を行います。		

取組名	地域活動促進事業	担当課	児童青少年課
概要	学校の休業となる日に、障害児の地域活動促進事業として、スポーツや文化活動を実施します。		

特別支援教育について

児童・生徒が将来にわたってすこやかに成長していくために、一人ひとりの能力などを最大限に伸ばすことができるよう適切な場を提供することが重要です。

教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に、その障害や発達の状態に応じた教育支援の場と機会を用意し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実に努めています。

特別支援に関する主な取り組み

①小・中学校における特別支援教育体制の充実

全小・中学校に特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育校内委員会を組織し、学校における組織的・計画的支援を推進します。

②特別支援学級

■特別支援学級（固定学級）

小学校3校、中学校1校に、それぞれ特別支援学級の固定学級が設置されています。

- 1 稲城第三小学校（知的障害）
- 2 長峰小学校（知的障害）
- 3 平尾小学校（知的障害）
- 4 稲城第一中学校（知的障害）
- 5 稲城第一中学校（自閉症・情緒障害）

※ 稲城第五中学校（知的障害） 平成27年開級予定

■通級指導学級

向陽台小学校に2種類の通級指導学級が、稲城第五中学校に情緒障害等の通級指導学級が設置されています。

- 1 向陽台小学校（言語障害）
- 2 向陽台小学校（情緒障害等）
- 3 稲城第五中学校（情緒障害等）

③就学相談の充実

教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に、毎年6月1日から就学相談の受付を行っています。児童・生徒一人ひとりの障害や発達の状態に応じた適正な就学ができるよう、就学支援委員会を設け、申込人数に応じて6月～3月まで月1回程度、専門医の面談及び支援会議を行っています。

就学支援委員会は、医師や心理士、特別支援学校教諭、保健師、特別支援学級設置校の校長、教諭などにより構成され、保護者と専門家とともに慎重な審議を行い、総合的な判断のもと、児童・生徒の適正就学を支援しています。

(4) 学校経営・学校評価の充実

【取り組みの方向性】

- ・教育委員会の機能・責任体制の明確化を図るとともに、学校評価（学校自己評価・学校関係者評価・第三者評価）を積極的に活用し、自立的・継続的な学校運営の質の向上を図ります。
- ・学校情報の積極的な発信など、開かれた学校づくりに努め、学校、家庭、地域が一体となった、地域に愛される、魅力ある学校づくりを推進します。

【主な取り組み】

取組名	学校評価の推進とその結果に基づく 学校運営の改善	担当課	指導課
概要	学校評価を適切に実施・公表するとともに、校長・副校長・教務主任を対象とした研修会などを実施し、PDCAサイクル※ ¹² に基づく学校運営の改善に努めます。		

取組名	学校運営連絡協議会（再掲）	担当課	指導課
概要	地域に根ざした学校運営のための協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校をめざします。		

(5) 学校図書館の充実

【取り組みの方向性】

- ・第二次稲城市子ども読書推進計画に基づき、学校図書館活性化推進員の計画的導入の推進や図書の実態などを図り、児童・生徒が自ら進んで読書に親しめるように働きかけを行います。

【主な取り組み】

取組名	学校図書館整備の促進	担当課	指導課、教育総務課
概要	学校図書館活性化推進員の配置や図書ボランティアの活用及び、学校図書館の整備などを通じて、読書活動の推進を図ります。		

※¹² PDCAサイクル：計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4つの段階を繰り返しながら継続的にプロセスを改善していく手法。

(6) 就学困難な子どもへの援助の推進

【取り組みの方向性】

- ・様々な理由で就学困難な児童・生徒に対し、就学相談、就学援助などを行い、教育の機会均等を確保します。

【主な取り組み】

取組名	就学相談	担当課	指導課
概要	<p>教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象に、毎年6月1日から就学相談の受付を行っています。児童・生徒一人ひとりの障害や発達の状態に応じた適正な就学ができるよう、就学支援委員会を設け、申込人数に応じて6月～3月まで月1回程度、専門医の面談及び支援会議を行っています。</p>		
取組名	就学援助	担当課	学務課
概要	<p>本市に在住し、公立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、世帯の収入に応じて、学用品・通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、学校給食費、校外活動参加費などの一部を援助し、保護者の経済的な負担を軽減します。</p>		
取組名	不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援（再掲）	担当課	指導課
概要	<p>不登校児童・生徒に関して、家庭との連携を図るための教員研修に取り組むとともに、学校、教育相談室や適応指導教室と連携し、不登校児童・生徒の教育機会確保や状況の改善に向けた支援に取り組みます。</p>		
取組名	外国人児童・生徒などの教育及び帰国児童・生徒の支援の推進	担当課	指導課
概要	<p>日本語によるコミュニケーションが難しい、外国人児童・生徒や帰国児童・生徒のために、ボランティアを活用し、学校生活や学習活動の適応に向けた支援を推進します。</p>		

9 学校施設・設備の充実

先の東日本大震災などの教訓から、子どもたちが過ごす学校施設の安全性確保が大きな課題であり、安全で快適な教育環境を実現するためには、学校施設・設備の充実が欠かせません。

また近年、学校内での犯罪行為が問題化し、防犯機材の設置など、学校施設内の安全確保に向けた動きが進められてきました。

今後も、大規模災害に備えた学校施設の安全性の向上や災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能充実を図るとともに、安全で安心に過ごせる場としてセキュリティ対策の向上を図ることが必要です。

本市は、土地区画整理事業や集合住宅の建設などが進み、市域の状況が大きく変化しており、地区によっては児童・生徒の増加も見込まれています。

引き続き、地域の意見なども踏まえながら、通学区や学校規模の適正化などを進めていくことが求められます。

学校給食については、食育などの観点を踏まえ、安定して給食を供給することが求められています。

現在、本市では小学校 11 校、中学校 6 校の給食を共同調理場方式で 2 カ所の調理場で調理を行っていますが、特に第一調理場については、今後、施設の老朽化に対応した施設・設備の充実を図ることが必要です。

(1) 学校施設などの整備の推進

【取り組みの方向性】

- ・ 計画的な改修と適切な維持管理により、安全・安心な教育施設などの整備に努めます。
- ・ 地域の防災拠点としての機能の充実や、環境へ配慮した学校施設などの整備を進めます。

【主な取り組み】

取組名	学校施設の整備	担当課	防災課・教育総務課
概要	<p>老朽化した校舎については、計画的な改修と維持補修などにより、安全・安心を確保します。</p> <p>防災井戸の設置、非構造部材の落下対策など、防災拠点としての学校の機能強化を行います。また太陽光発電など環境面に配慮した学校施設などの整備を推進します。</p>		
取組名	学校 ICT 環境の整備	担当課	教育総務課・指導課
概要	<p>質の高い教育環境を提供できるよう、多様な教育活動に対応した ICT 機器などの学習機器の整備を推進します。</p>		

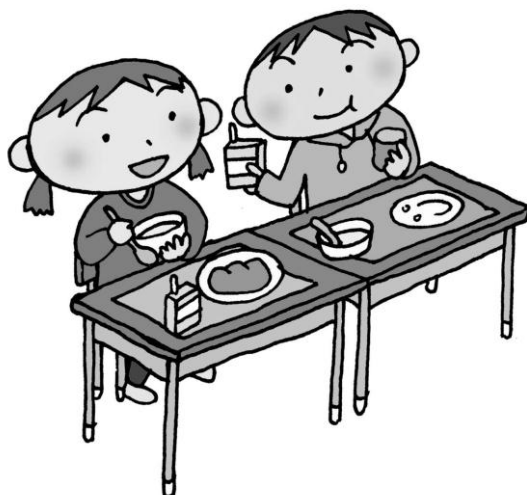
(2) 学校給食共同調理場の施設の充実

【取り組みの方向性】

- ・安全安心でおいしい給食が提供できるよう、衛生安全面に留意し、老朽化した学校給食共同調理場の施設・設備を計画的に保全・整備します。

【主な取り組み】

取組名	学校給食共同調理場整備事業	担当課	学校給食課
概要	衛生管理面に留意しつつ施設や設備の維持・管理にともなう修繕を随時行います。		



第3章 市民の生涯にわたる学習活動の振興

10 生涯学習の推進

今日、一人ひとりの市民が自らの未来を主体的に切り拓いていくために、生涯学習の重要性と必要性はますます高まっています。

本市では、「自己実現・共生・稲城らしさ」を生涯学習の基本理念として、生涯学習を通じたまちづくりを推進してきました。平成27年3月現在、市内には、5か所の文化センターと中央図書館、体験学習館、iプラザ、複合施設ふれんど平尾などの活動拠点が設置され、多くの市民が利用しています。また、学校関連や自治会・子ども会、スポーツ・運動分野など、様々な分野で多くの市民が地域活動やボランティアへ参加しています。

今後は、高齢者の増加とともに、全ての市民が年齢に関わらず健康でいきいきとした暮らしを送れるよう、生涯学習分野の取り組みの充実が一層重要になります。

また、学習成果を発表する機会づくりや、公民館を軸とした活動支援を充実するとともに、学習成果を学校での学習支援や、地域づくりに活かしていく“にないあい”を広めていくことが重要です。

(1) 地域における多様な活動への参加・交流の推進

【取り組みの方向性】

- ・“であい・ふれあい・まなびあい”の精神に基づき、地域における多様な学習機会や市民どうしの交流機会の充実を図ります。
- ・地域活動やボランティア活動など、地域の多様な活動へだれもが参加しやすい環境づくりを推進します。
- ・市民が展開する地域活動やボランティア活動などに対する支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	子ども100ポイントラリー	担当課	生涯学習課
概要	子どもが自ら目標をもって楽しく生涯学習活動に参加し、達成感を味わうことができるように「子ども100ポイントラリー」を実施します。		
取組名	市民講師システムの整備（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習成果を活かし、市民どうしの「まなびあい」を支援する場として、市民講師システムを整備します。		

取組名	市民文化祭・芸術祭	担当課	生涯学習課
概要	市内で活動する自主グループの作品展示や発表、市内外で活躍する芸術家の作品の展示などを通じて、市民の芸術・文化による交流を図ります。		
取組名	各公民館まつり	担当課	生涯学習課
概要	公民館で活動する団体が日頃の学習成果を発表し、地域における交流の機会を支援します。		
取組名	生涯学習だより「ひろば」発行	担当課	生涯学習課
概要	月1回発行し、教育委員会主催事業及び社会教育団体の事業などを広く市民に周知します。		
取組名	地域活動促進事業（再掲）	担当課	児童青少年課
概要	学校の休業となる日に、障害児の地域活動促進事業として、スポーツや文化活動を実施します。		

（２）公民館・いなぎＩＣカレッジなどが行う講座への参加の推進

【取り組みの方向性】

- ・だれもがいきいきと学び続けるための支援として、いなぎＩＣカレッジの充実を図ります。
- ・身近な場所で気軽に希望の講座を受講できる生涯学習宅配便講座などの充実を図ります。
- ・「地域の活動拠点」として、各種の人材育成や人材活用を充実し、市民のニーズに応じた利用しやすい講座などの充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	いなぎＩＣカレッジの充実	担当課	生涯学習課
概要	生涯学習事業の中心的役割を果たす「いなぎＩＣカレッジ」については、市民ボランティア理事による企画運営を、市が会場の確保とPRなどで支援します。		
取組名	生涯学習宅配便講座	担当課	生涯学習課
概要	講座を希望する市民の団体に、講師を派遣して学習支援を行います。		
取組名	公民館主催事業	担当課	生涯学習課
概要	現代テーマごと、重点対象者ごとの支援課題に応じた事業を実施します。		

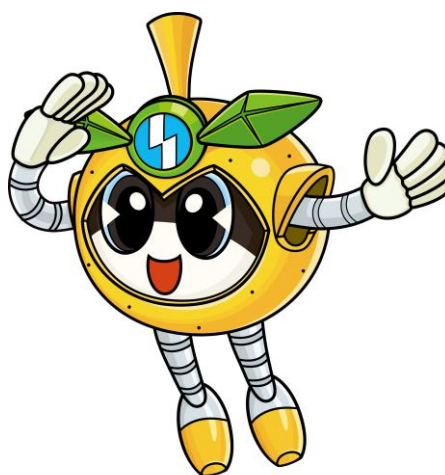
(3) 自発的・主体的な学習活動の推進

【取り組みの方向性】

- ・ 情報提供・相談体制や、市民の学習活動の支援体制を充実します。
- ・ 市民一人ひとりが自らに適した手段・方法を選んで、自発的・主体的に行うための、生涯学習活動の支援、生涯学習推進体制の整備を進めます。

【主な取り組み】

取組名	市民企画提案講座	担当課	生涯学習課
概要	主催講座を市民から募集し、提案者と公民館がともに作りあげていく講座により、生涯学習活動の振興を図ります。		
取組名	子ども100ポイントラリー（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	子どもが自ら目標をもって楽しく生涯学習活動に参加し、達成感を味わうことができるように「子ども100ポイントラリー」を実施します。		
取組名	社会教育関係団体補助金	担当課	生涯学習課
概要	市民の学習活動の推進を図るため、社会教育関係団体に対し、補助金を交付します。		



©K.Okawara・Jet Inoue

(4) 文化財保護の推進

【取り組みの方向性】

- ・ 稲城市の歴史や文化財について保存・伝承を図りながら、広く市民へのPRを進め、文化財保護に対する理解を深めます。
- ・ 郷土資料室や各種の講座・見学会などを通じて、郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供し、文化財の保護・普及を進めます。

【主な取り組み】

取組名	文化財保護思想の普及	担当課	生涯学習課
概要	文化財の講座、見学会、展示会などを通して、郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供し、文化財保護思想の普及を図ります。		
取組名	文化財資料の調査と収集・保管・公開	担当課	生涯学習課
概要	歴史資料、民俗資料など各分野の文化財調査を実施し、稲城の歴史と文化財の把握に努めます。また調査により明らかになった文化財資料を収集し、分類・整理・保管・公開・活用を図ります。		
取組名	郷土資料室の整備・充実	担当課	生涯学習課
概要	稲城の歴史や文化財を市民に公開する施設として、郷土資料室の整備・充実に努めます。また模型資料の作成や展示替えなどにより、展示資料の充実を進め、見学者の増加を図ります。		
取組名	郷土芸能の保存・伝承	担当課	生涯学習課
概要	稲城の各地域で伝えられてきた郷土芸能の保存・伝承を図ります。また隔年で実施している郷土芸能まつりを継続し、郷土芸能保存会の活動を支援します。		

(5) 文化・芸術活動の推進

【取り組みの方向性】

- ・市民が身近に文化・芸術活動に親しめるように、サロンコンサートなど、様々な鑑賞の機会や文化の創造・交流の場の充実に努めます。
- ・「市民文化祭・芸術祭」などでの発表の場を充実するとともに、各種団体への支援及び青少年の文化・芸術活動の育成を支援します。

【主な取り組み】

取組名	市民文化祭・芸術祭（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	市内で活動する自主グループの作品展示や発表、市内外で活躍する芸術家の作品の展示などを通じて、市民の芸術・文化による交流を図ります。		
取組名	各種コンサート	担当課	生涯学習課
概要	ロビーコンサート、サロンコンサートなど、市民が芸術・文化にふれ、交流できる場の提供を図ります。		
取組名	大空町芸術文化交流	担当課	生涯学習課
概要	それぞれの市・町で行う文化祭に相互に参加し、姉妹都市自治体との交流と芸術文化の向上を図ります。		
取組名	青少年芸術文化活動補助事業（再掲）	担当課	生涯学習課
概要	青少年を中心にした芸術文化活動を活発化していくため、活動団体への補助を行います。		



(6) 図書館の充実

【取り組みの方向性】

- ・地域の情報拠点として、日常生活での問題から地域課題まで、様々な課題の解決に必要な資料情報の収集と発信、情報活用の支援を行います。
- ・次代を担う子どもたちが本と親しみ、豊かな読書体験を積みながら成長できるよう、第二次稲城市子ども読書活動推進計画に基づき、「読書環境の整備」、「司書の配置・人材の育成」、「関係機関の連携」、「子ども読書活動・活動推進のPR」の4つの柱を中心に読書活動推進のための取り組みを進めます。
- ・図書館と学校が連携し「総合学習・調べ学習を支援する場において、活用できる資料」の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	講演会事業	担当課	図書館課
概要	著者などを講師にした講演会を開催し、市民の興味に応え、読書への関心を高めます。		
取組名	資料展示	担当課	図書館課
概要	社会で関心をもたれるテーマ、地域で課題となっているテーマなどに沿った図書を展示し、幅広い情報を提供するとともに、読書への関心を高めます。		
取組名	図書館ボランティアの活動支援	担当課	図書館課
概要	ボランティア養成講座や読み聞かせボランティア研修など、図書館ボランティアの各種活動支援を行います。		
取組名	第二次稲城市子ども読書活動推進計画の推進（再掲）	担当課	図書館課
概要	読書は、言葉や感性を磨き、想像力を高め、創造力を豊かにします。家庭・地域・学校であらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書を行い、「生きぬく力」を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し推進します。		
取組名	資料の充実整備	担当課	図書館課
概要	市民ニーズの把握に努め資料の充実整備を進めます。また、電子資料については、特に図書館における電子書籍、CDの配信に関するサービスについて研究を進めます。		

11 スポーツ・レクリエーション活動の振興

近年、健康増進・体力の維持・向上や競技性をめざすだけでなく、ふれあいや交流を楽しむなど、様々な目的をもって自発的にスポーツ・レクリエーション活動を行う市民が増加しています。

スポーツ・レクリエーション分野で市民が活動している一方で、運動をする人、しない人の二極化も進んでおり、特に子どもたちの体力低下の問題が指摘されています。

今後も、市民が生涯にわたり、それぞれのニーズに合わせて身近でできるスポーツの機会の充実を図る必要があります。また、年代によって、スポーツ・レクリエーションに取り組める体力や時間帯などが異なることから、それぞれのニーズに合わせたプログラム設定や、施設運営を行うことが求められます。

2020年夏には、東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。この身近な所で行われるスポーツの祭典の開催を機会に、市民スポーツ全体への関心を高めるとともに、スポーツボランティアへの参加や、スポーツ観戦の促進など、スポーツ参加のすそ野を広げる活動を進めていくことが重要です。

また、市が掲げる「市民ひとり1スポーツ」を目標に、多くの市民が気軽に日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や環境の整備充実を図るとともに、「する」「みる」「支える」といった、多様な形でスポーツ活動への参加推進を図ることが求められます。



©K.Okawara・Jet Inoue

(1) スポーツ・レクリエーションの普及

【取り組みの方向性】

- ・スポーツ基本法などに基づき、すべての市民が生涯を通じて、健康を維持し増進を図るため、年齢・体力・ライフスタイルに応じ、楽しみながらできるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- ・市民ニーズを踏まえ、だれもが身近で気軽にスポーツを「する」「みる」「支える」仕組みづくりを整え、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化を推進します。

【主な取り組み】

取組名	体力づくり運動推進事業	担当課	体育課
概要	「市民ひとり1スポーツ」を目標に生涯スポーツを推進し、市民の健康維持・体力の増進を図るための事業を実施します。		
取組名	市民体育大会運営事業	担当課	体育課
概要	広く市民の間にスポーツを普及し、日頃の練習の成果を発揮できる機会を提供するとともに、市民の健康・体力づくりや市民交流を図るため、市民体育大会を開催します。		

(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備

【取り組みの方向性】

- ・市民が安全で安心して利用できるよう既存施設の改修に努めます。
- ・市の学校施設や広場の活用、市内の高校・大学などとの連携を通じて、市民が日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる場の確保や環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

取組名	体育施設の運営管理	担当課	体育課
概要	市内の体育施設やスポーツ広場などを社会体育施設として活用し、多くの市民が日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会・環境づくりを図ります。		
取組名	学校体育施設開放	担当課	体育課
概要	各地域にある学校体育施設を開放し、市民がスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会・場づくりを図ります。		

(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

【取り組みの方向性】

- ・市民が主体となったスポーツ・レクリエーション活動の支援を行います。
- ・質の高い指導者確保に向けて講習会や研修の開催に努めます。
- ・地域における指導者の育成と活動の場の充実を図ります。

【主な取り組み】

取組名	スポーツ団体との連携・支援	担当課	体育課
概要	スポーツ・レクリエーション活動の推進に向けて、地域のスポーツ団体との連携・支援の強化を図ります。		
取組名	スポーツ推進委員協議会	担当課	体育課
概要	スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対する実技指導、その他スポーツの推進のための助言指導を行います。		
取組名	社会体育指導者養成講習会	担当課	体育課
概要	スポーツ振興のための指導員を養成し、スポーツ人口の拡大、サークル活動の拡大を図ります。		
取組名	ヴェルディ支援推進事業	担当課	体育課
概要	東京ヴェルディのホームタウンとして、クラブ支援のためのサンクスマッチの開催や、応援用のリーフレットの作成などをして、市民へのアピールを実施します。		

第4章 計画の推進にあたって

教育委員会は、法の定めにより、所掌事務の管理及び執行状況について、毎年点検と評価を行い、その結果を議会に報告するとともに公表することが義務付けられています。

本市では、教育委員会の所掌事務について、毎年度、教育委員会事務点検評価委員会での意見聴取を経て、稲城市行政改革監理委員会による稲城市事務事業評価の中で、点検及び評価を実施し、公表しています。

今後もこの点検及び評価などを行うことにより、第二次稲城市教育振興基本計画の進行管理と評価を行います。



資料編

1 アンケート調査結果について

平成25年10月から12月にかけて、児童・生徒とその保護者及びスポーツ関係における現状と意識を把握し、本計画の基礎資料とすることを目的に、「小学生アンケート」「中学生アンケート」「保護者アンケート」「スポーツ関係アンケート」の4種類のアンケートを実施しました。アンケート調査結果から見える市の教育上の主な課題は次のとおりです。

■アンケート実施概要

調査名	対象者	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
1 小学生アンケート	3年生～6年生	1,397	1,361	97.4
2 中学生アンケート	1年生～3年生	614	585	95.3
3 保護者アンケート	小学5年生、中学2年生の保護者	561	460	82.0
4 スポーツ関係アンケート	体育協会加盟団体の方、市内スポーツイベント・市民まつりなどに参加された市民の方	556	521	93.7

※本調査は、対象者全体の中から、配布数の欄に示した人数に対し調査を実施しています。

(1) 学校での学習状況について

授業の楽しさについて、小学生アンケートでは、授業が「楽しい」「少し楽しい」を合わせた『楽しい』の割合が〔算数〕〔理科〕〔音楽〕〔図工〕〔体育〕〔総合的な学習の時間〕〔家庭〕〔外国語活動（英語）〕でそれぞれ8割を超えています。

同様に中学生アンケートでは、『楽しい』の割合が〔理科〕〔保健体育〕でそれぞれ8割を超えています。

授業の理解度について、小学生アンケートでは、「よく分かる（できる）」「どちらかといえばよく分かる（できる）」を合わせた『分かる（できる）』の割合が〔国語〕〔社会〕〔算数〕〔理科〕〔音楽〕〔図工〕〔体育〕〔総合的な学習の時間〕〔家庭〕でそれぞれ8割を超えています。

同様に中学生アンケートでは、『分かる（できる）』の割合が〔保健体育〕〔総合的な学習の時間〕でそれぞれ8割を超えています。

小学生、中学生ともに授業に楽しさを感じ、内容を理解している割合が高くなっています。今後も、楽しく分かりやすい授業の実施に向けて、指導技術などの向上を図ることが求められます。

(2) 学校での生活状況について

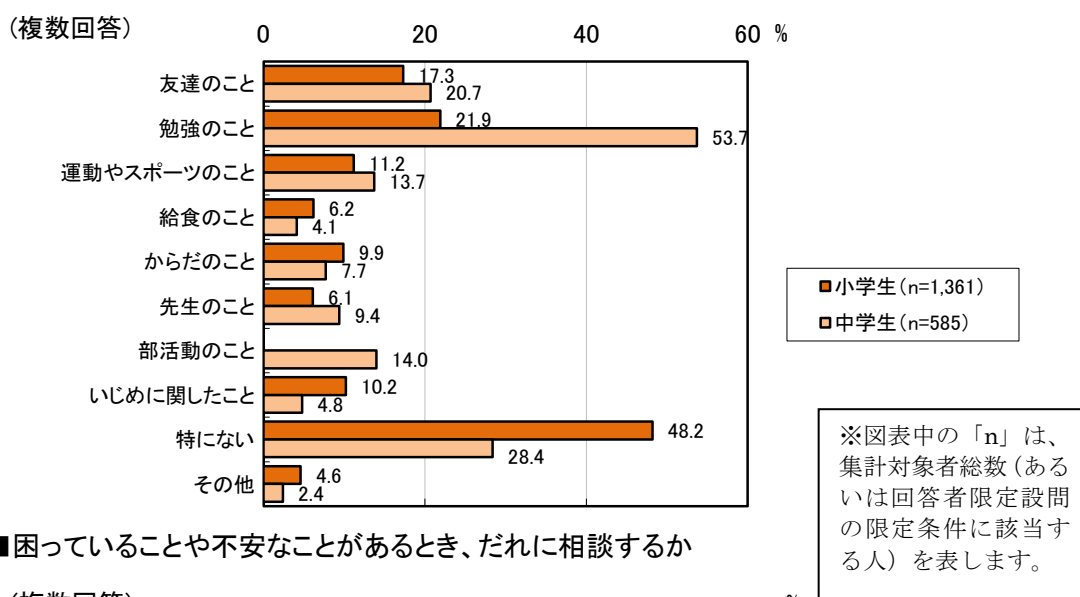
学校に行くのが楽しいかについて、小学生アンケートでは、「楽しいと思う」「どちらかといえば、楽しいと思う」を合わせた『楽しい』が90.8%となっています。

同様に中学生アンケートでは『楽しい』が86.0%となっています。

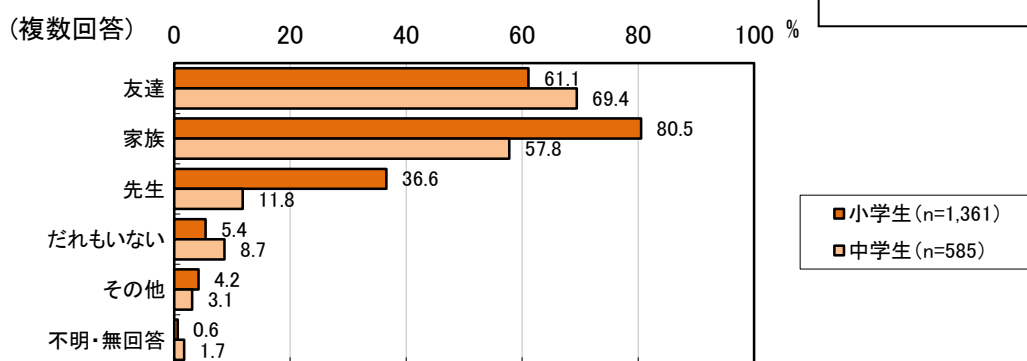
また、友達が悪いことをしたときは注意するかについては、「注意する」「どちらかといえば、注意する」を合わせた『注意する』が小学生で 85.6%、中学生では『注意する』が 77.8%となっています。

最近、困っていることや心配になることがあったかについては、小学生の約半数、中学生の約7割が何らかの心配事をかかえていることがうかがえます。そして、相談する相手が「だれもない」が小学生で5.4%、中学生で8.7%となっています。

■最近、困っていることや心配になることがあるか



■困っていることや不安なことがあるとき、だれに相談するか



保護者アンケートでは、「子どもの心配事や悩み事の相談によく乗っている」について、「あてはまらない」「どちらかといえば、あてはまらない」を合わせた『あてはまらない』が小5保護者で14.4%、中2保護者で22.8%となっています。

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか」について、小学生アンケート、中学生アンケートともに「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた『そう思う』が9割を超えています。一方で、小学生では学年が上がるにつれて『そう思う』の割合が低下し、中学生では〔2年生〕で「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が10.6%と、他の学年に比べて高くなっています。

保護者が子どもの通う学校に期待することについては、小5保護者、中2保護者ともに

「規範意識や他人を思いやる心を育む」「他人とのコミュニケーション能力を高める」「学習意欲を高める」がそれぞれ上位に挙がっています。一方、保護者の期待に学校が応えているかについては、『そう思わない』が小5保護者で14.4%、中2保護者で31.0%となっています。

教育・文化の施策やサービスのうち〔学校教育〕への保護者の満足度については、「満足」「やや満足」を合わせた『満足』が72.2%となっています。

(3) 放課後の活動状況について

小学生アンケートでは、放課後、どのようにして過ごすことが多いかについて「友達と外で遊ぶ」が63.5%、中学生アンケートでは「部活動」が40.3%と最も高くなっています。一方で、小学生の19.4%、中学生の14.2%が「家に一人である」となっています。

図書館、児童館、学校、公園などの、放課後の施設別利用状況については、小学生では〔公園〕の「よく使う」割合が48.6%と最も高くなっています。また、中学生では〔学校の校庭や体育館〕の「よく使う」割合が23.8%と最も高くなっています。

施設を使わない理由については、小学生、中学生ともに「時間がないから」の割合が最も高くなっていますが、小学生で「施設がおもしろくないから」「施設のことを知らないから」もそれぞれ約2割となっています。

(4) 家や地域での状況について

小学生アンケートでは、家の手伝いをしているかについては、「している」「どちらかといえば、している」を合わせた『している』が83.4%、中学生アンケートでは69.2%となっています。学年別では、「どちらかといえば、していない」「していない」を合わせた『していない』が小学6年生で20.2%、中学2年生で34.3%と、それぞれ他の学年に比べて高くなっています。保護者アンケートでは、子どもに家事を手伝わせるなど家族の一員としての役割を与えているかについては、「どちらかといえば、与えていない」「与えていない」を合わせた『与えていない』が小5保護者で16.5%、中2保護者で32.8%となっています。

近所の人に出会ったときは、あいさつをしているかについては、『している』が小学生、中学生ともに約9割となっています。

就寝時刻については、小学生で「午後9時～10時」が39.9%、中学生で「午後11時～0時より前」が43.1%と割合が最も高くなっています。学年別では、学年が上がるにつれて就寝時刻が遅くなる傾向が見られます。

就寝時間が、「午後11時以降」の割合	小学3年生	9.0%
	小学4年生	12.5%
	小学5年生	13.7%
	小学6年生	23.8%

特に、中学3年生では「午前0時より後」の割合が45.8%と大きく増加しています。

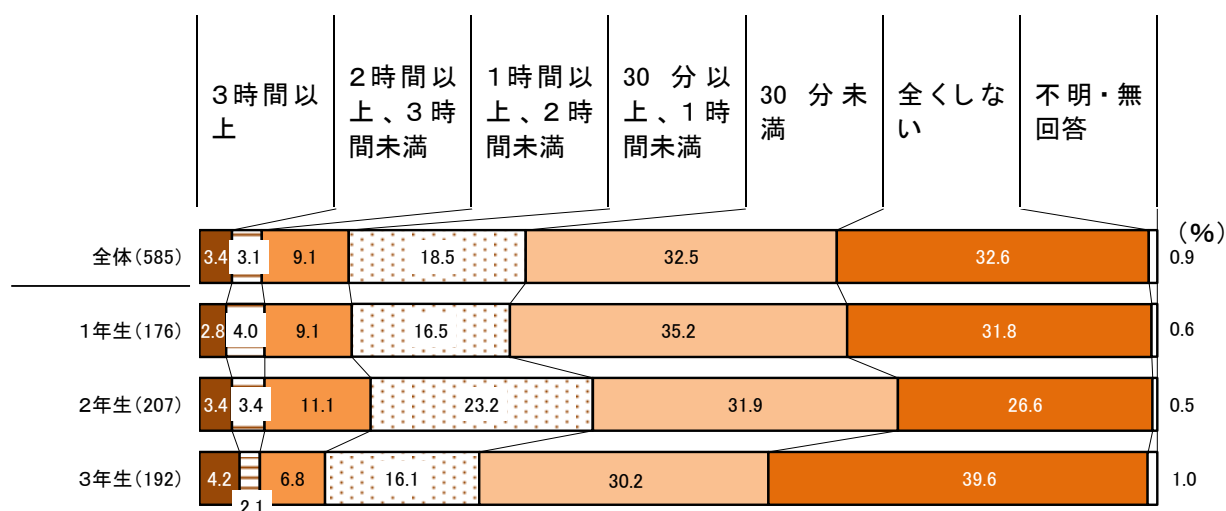
就寝時間が、「午前0時以降」の割合	中学1年生	8.0%
	中学2年生	16.9%
	中学3年生	45.8%

学校の授業以外の学習時間について、小学生では、4年生から6年生にかけて「3時間以上」の割合が増加し、6年生で19.6%となっています。同じく中学生では、3年生で学習時間が大きく増加し、「3時間以上」が43.2%となっています。

学校の授業以外の学習時間が、「3時間以上」の割合	小学3年生	9.9%
	小学4年生	6.3%
	小学5年生	14.2%
	小学6年生	19.6%
	中学1年生	2.3%
	中学2年生	1.9%
	中学3年生	43.2%

学校以外で1日にどれくらい本を読むかについては、小学生では「ほとんどしない」が33.2%、中学生全体では「全くしない」が32.6%で、中学3年生では39.6%となっています。

■学校以外で1日にどれくらい本を読むか【中学生】



ふだん1日にどれくらいの時間外遊びや運動をするかについては、小学生で「1時間より多い」「2時間より多い」がそれぞれ2割強となっていますが、学年が上がるにつれて「全くしない」の割合が増加し、6年生で8.6%となっています。中学生では「2時間以上3時間未満」が23.4%と割合が最も高く、学年別では、1年生、2年生では傾向に大きな変化は見られませんが、3年生で「全くしない」の割合が32.3%と大きく増加しています。

外遊びや運動を、「全くしない」の割合	小学3年生	1.9%
	小学4年生	3.1%
	小学5年生	3.6%
	小学6年生	8.6%
	中学1年生	15.3%
	中学2年生	14.5%
	中学3年生	32.3%

地域行事への参加については、「参加している」「どちらかといえば、参加している」を合わせた『参加している』が小学生で62.4%、中学生で43.5%となっています。学年別では、小学6年生で『参加している』が51.1%に低下しています。

地域の大人から注意されたことや、注意されているのを見たことがあるかについては、中学生で「あまりない」「全くない」を合わせた『ない』が62.6%、また、学年が上がるにつれて『ない』の割合が高くなっています。

インターネット、ゲーム機、携帯電話、スマートフォンの1日あたりの利用時間については、小学生で「1時間より少ない」が38.4%、中学生で「1時間以上、2時間未満」が30.4%と最も高くなっています。学年別では、小学4年生、6年生で『3時間以上』が1割強、中学2年生、3年生で「4時間以上」が1割半ばとなっています。

インターネット、ゲーム機、携帯電話、スマートフォンの1日あたりの利用時間が「3時間以上」の割合	小学3年生	7.5%
	小学4年生	10.2%
	小学5年生	8.1%
	小学6年生	11.8%
インターネット、ゲーム機、携帯電話、スマートフォンの1日あたりの利用時間が「4時間以上」の割合	中学1年生	8.5%
	中学2年生	15.5%
	中学3年生	15.1%

携帯電話やスマートフォンについて、小学生では使い方のルールが「ある」が39.9%、「ない」が17.6%、「もっていない」が39.9%となっています。またルールが「ある」方のうちの40.7%が「使う相手を決めている」となっています。中学生では「特にルールを定めていない」が29.1%、「守るべき利用マナーを決めている（他人を傷つけることを書かない、個人情報を書かないなど）」の割合が23.4%となっています。

一方、保護者では「ルールを決めていない」は小5保護者、中2保護者ともに1割未満となっており、携帯電話などを利用する際のルールについて、子どもとの認識の違いが見られます。

(5) 自分自身と将来について

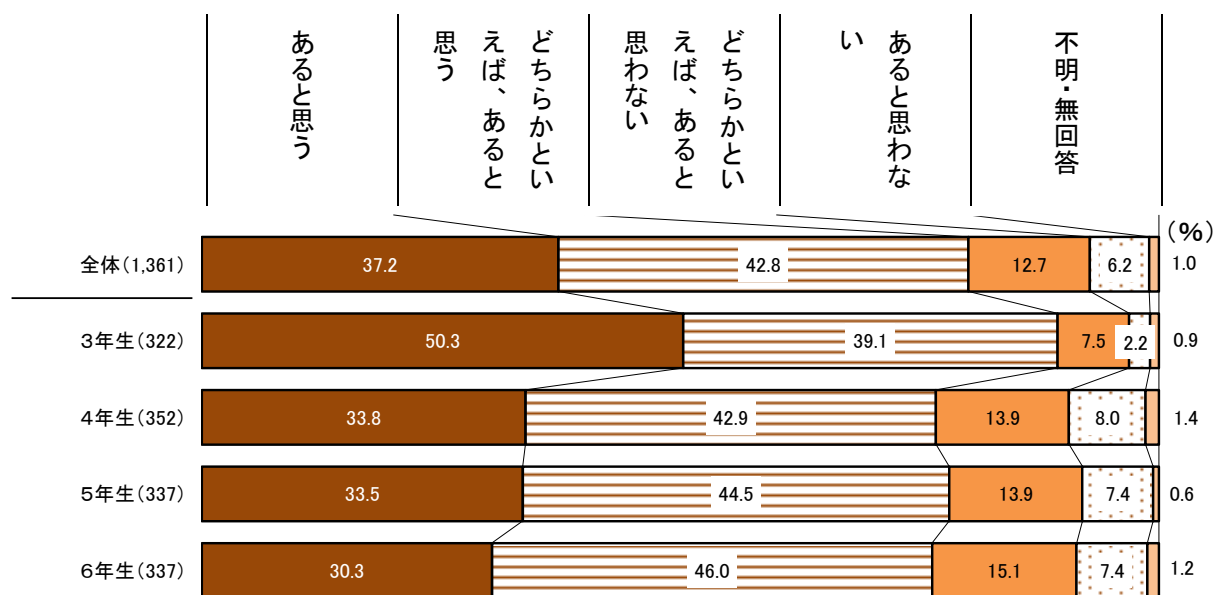
自分にはよいところがあると思うかについては、小学生で「あると思う」「どちらかといえば、あると思う」を合わせた『あると思う』が80.0%、中学生で63.6%となっています。学年別にみると、中学生では学年が上がるにつれて『あると思う』の割合が増加し、3年生では71.8%と高くなっています。

保護者アンケートでは、子どものよい所をほめているかについて「ほめている」「どちらかといえば、ほめている」を合わせた『ほめている』が小5保護者で83.7%、中2保護者で80.2%となっています。

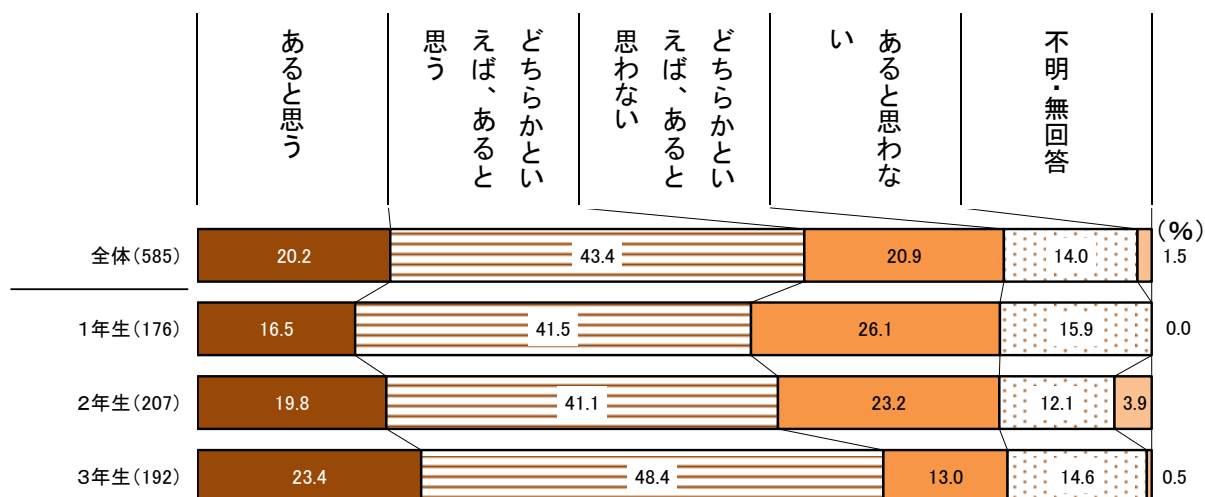
将来の夢や目標については、「もっている」「どちらかといえば、もっている」を合わせた『もっている』が小学生で90.7%、中学生で75.1%となっています。

将来なりたい職業があるかについては、「ある」が小学生で83.7%、中学生で71.3%となっています。

■自分にはよいところがあると思うか【小学生】



■自分にはよいところがあると思うか【中学生】

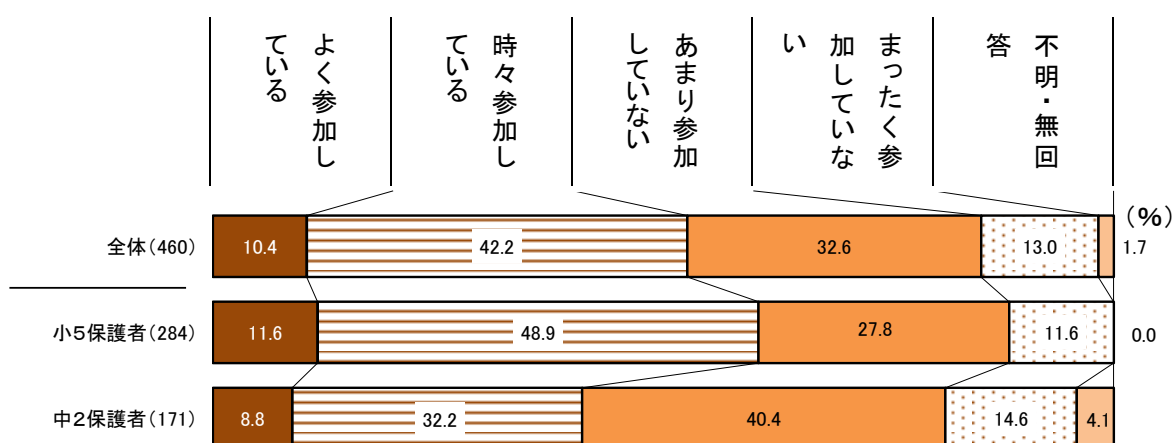


(6) 保護者の地域活動について

保護者アンケートによると、ふだん、仕事や家庭に関すること以外で取り組んでいることについては、「PTA活動などの学校に関わる活動」が45.2%、「特に参加しているものはない」が35.0%、「自治会・子ども会・青少年健全育成などの地域活動」が21.7%となっています。

地域の行事に子どもと一緒に参加しているかについては、「よく参加している」「時々参加している」を合わせた『参加している』が52.6%となっています。子どもの学年別では、小5保護者で『参加している』が60.5%と、中2保護者に比べて19.5ポイント高くなっています。

■地域の行事に子どもと一緒に参加しているか【保護者】



(7) 保護者の生涯学習について

保護者アンケートによると、ふだん地域で使っている、市の施設については、「図書館」が49.6%、「あまりどこも使っていない」が28.0%、「総合体育館」が16.5%となっています。子どもの学年別では、小5保護者で「学校」の割合が中2保護者に比べて11.6ポイント高く、中2保護者で「あまりどこも使っていない」が小5保護者に比べて6.2ポイント高くなっています。

	n	公民館	図書館	体験学習館	i プラザ	児童館	学校	総合体育館	総合グラウンド	施設 その他の市営スポーツ	民間スポーツ施設	地域振興プラザ	その他	あまりどこも使っていない	不明・無回答
全体	460	11.3	49.6	3.0	13.5	3.7	16.1	16.5	5.2	8.9	4.1	2.8	1.5	28.0	2.2
小5保護者	284	10.2	51.1	3.2	15.1	5.3	20.4	14.8	6.0	8.8	4.6	3.2	1.4	25.4	1.8
中2保護者	171	13.5	47.4	2.9	10.5	1.2	8.8	19.3	4.1	9.4	3.5	2.3	1.8	31.6	2.9

教育・文化の施策やサービスに関する満足度については、「満足」「やや満足」を合わせた『満足』が〔生涯学習事業〕で 47.6%、〔芸術文化事業〕で 54.1%となっています。一方、「やや不満」「不満」を合わせた『不満』が〔生涯学習事業〕で 17.0%、〔芸術文化事業〕で 14.1%となっています。子どもの学年別では、「生涯学習事業」「芸術文化事業」の『満足』で、中2保護者が小5保護者をそれぞれ上回っています。

(8) 市民の健康・運動・スポーツについて

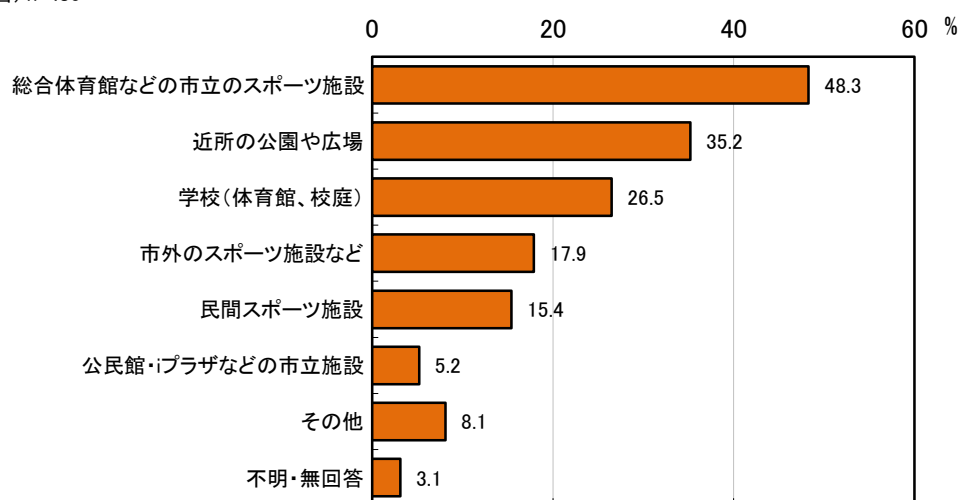
スポーツ関係アンケートによると、運動やスポーツを行った日数については、「週に1～2日（年51日～150日）」が 43.3%、「週に3日以上（年151日以上）」が 21.5%、「月に1～3日（年12日～50日）」が 20.0%となっています。男女別では、〔男性〕で「週に1～2日（年51日～150日）」以上の割合が 48.9%と、〔女性〕に比べて 13.5ポイント高くなっています。年代別では、〔20歳未満〕及び〔50代〕〔60代〕で「週に1～2日（年51日～150日）」以上の割合が7割を超える一方、〔30代〕では6割未満となっています。

この1年間に行った運動やスポーツについては、「ウォーキング（散歩などを含む）」が 51.8%、「ランニング（ジョギング）」が 23.4%、「キャッチボール、ドッジボール」が 23.0%となっています。

ふだん運動やスポーツをしている場所については、「総合体育館などの市立のスポーツ施設」が 48.3%、「近所の公園や広場」が 35.2%、「学校（体育館、校庭）」が 26.5%となっています。

■ふだん運動やスポーツをしている場所

（複数回答）n=480



ふだん運動やスポーツをする時間帯については、「土・日の午前」が 47.3%、「土・日の午後」が 41.9%、「平日の午前」が 35.2%となっています。

この1年間に、家族が運動やスポーツをしなかった理由については、「仕事（家事・育児）が忙しいから」が 46.8%、「特に理由はない」が 19.4%、「年をとったから」が 16.5%、「運

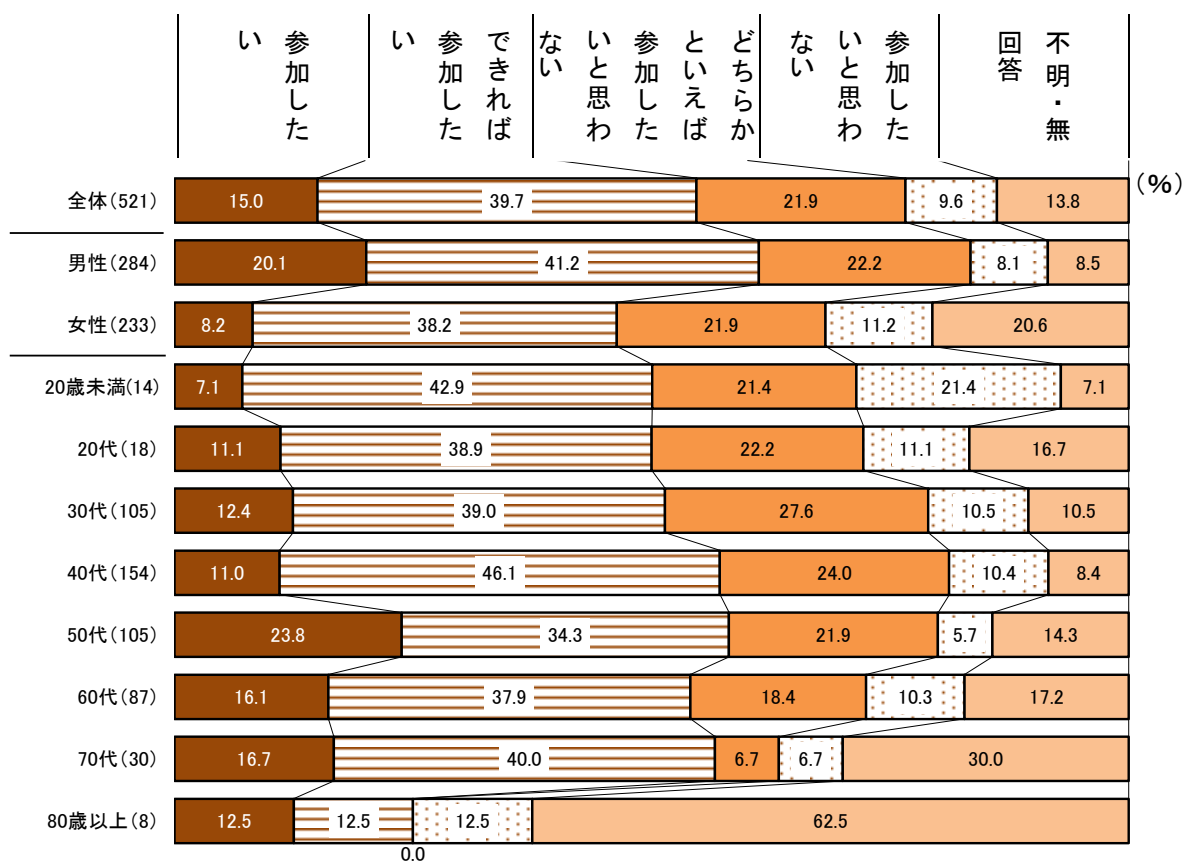
動・スポーツは好きではないから」が 15.8%となっています。年代別では、〔20 歳未満〕で「運動・スポーツは好きではないから」、〔20 代〕から〔50 代〕で「仕事（家事・育児）が忙しいから」、〔60 代〕で「からだ弱いから」、70 代以上で「年をとったから」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

プロ、アマを問わず試合や競技会を実際に観戦することがあるかについては、「よく見る」「たまに見る」を合わせた『見る』が 66.0%となっています。男女別では、〔男性〕で『見る』が 74.0%と、〔女性〕に比べて 18.2 ポイント高くなっています。年代別では、〔20 歳未満〕で『見る』が 35.7%と割合が最も低く、〔20 代〕で 77.8%と割合が最も高くなっています。

スポーツ・運動に関するボランティア活動への参加経験の有無について、参加経験「ある」が全体の 28.6%となっています。男女別でみると、〔男性〕の 39.8%、〔女性〕の 15.0%に参加経験があります。年代別では、〔50 代〕で 39.0%と他の年代に比べて高くなっています。

今後、スポーツ・運動に関するボランティア活動に参加したいと思うかについては、「参加したい」「できれば参加したい」を合わせた『参加したい』が 54.7%となっています。男女別では、〔男性〕で『参加したい』が 61.3%と、〔女性〕に比べて 14.9 ポイント高く、年代別では、〔80 歳以上〕を除く全ての年代で『参加したい』が 5 割超となっています。

■今後、スポーツ・運動に関するボランティア活動に参加したいと思うか



2 第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成25年6月28日
教育長 決 裁

(設置)

第1条 第二次稲城市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に必要な調査及び検討を行うため、第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号のほか計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 小学校長 1人以内
- (3) 中学校長 1人以内
- (4) 小中学校保護者 1人以内
- (5) 幼稚園保護者 1人以内
- (6) 社会教育委員 1人以内
- (7) スポーツ推進委員 1人以内
- (8) 民生・児童委員 1人以内
- (9) 青少年育成地区委員 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から計画策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日教育長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 第二次稻城市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

選 出 区 分	役 職	氏 名
学識経験者	会 長	大西 忠士
学識経験者		澁谷 香織
小学校長		植松 辰夫
中学校長	副会長	亀澤 信一
小中学校保護者		渡邊 真砂子
幼稚園保護者		小早川 瑞穂
社会教育委員		遠藤 三枝
スポーツ推進委員		島崎 雅明
民生・児童委員		狩野 和枝
青少年育成地区委員		中島 謙治

4 計画策定の経過

日付	事項	主な内容
平成 25 年 7 月 30 日	第 1 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・教育振興基本計画策定にあたって ・アンケート調査の実施について
平成 25 年 8 月 8 日	第 1 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・教育振興基本計画策定にあたって ・アンケート調査の実施について
平成 25 年 10 月 1 日	第 2 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・アンケート調査の実施について
平成 25 年 10 月 9 日	第 2 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・アンケート調査の実施について
平成 25 年 10 月～ 12 月	アンケート調査の実施	小学生アンケート、中学生アンケート、保護者アンケート、スポーツ関係アンケート
平成 26 年 2 月 19 日	第 3 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・アンケート調査結果報告について ・計画骨子案について
平成 26 年 2 月 25 日	第 3 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・アンケート調査結果報告について ・計画骨子案について
平成 26 年 3 月 19 日	第 4 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・計画骨子案について
平成 26 年 3 月 26 日	第 4 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・計画骨子案について
平成 26 年 5 月 8 日	第 5 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・計画骨子案について
平成 26 年 5 月 21 日	第 5 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・計画骨子案について
平成 26 年 7 月 1 日	第 6 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・計画骨子案について
平成 26 年 8 月 18 日～ 9 月 1 日	「第二次稲城市教育振興基本計画（総論の素案）」への意見募集	・総論の素案に対する市民意見の公募
平成 26 年 10 月 2 日	第 7 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・計画各論案について
平成 26 年 10 月 31 日	第 8 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・計画各論案について

日付	事項	主な内容
平成 26 年 12 月 1 日	第 6 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・計画各論案について
平成 27 年 1 月 6 日	第 9 回第二次稲城市教育振興基本計画策定検討会	・計画各論案について ・計画概要版について
平成 27 年 1 月 13 日	第 7 回第二次稲城市教育振興基本計画策定委員会	・計画各論案について ・計画概要版について

第二次稲城市教育振興基本計画
稲城市教育プラン

発行 平成27年3月 稲城市

編集 稲城市教育委員会

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2-1-1

Tel : (042) 378-2111 (代表)

Fax : (042) 379-3600
